

第十三回 参議院法務委員会會議録第四十号

昭和二十七年五月二十日(火曜日)午後一時十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 小野 義夫君
理事 宮城タマヨ君
伊藤 修君
一松 定吉君

委員

加藤 武徳君
左藤 義詮君
玉柳 實君
長谷山行毅君
岡部 常君
中山 福蔵君
吉田 法晴君
片岡 文重君
羽仁 五郎君

國務大臣

法務総裁 木村篤太郎君

政府委員

法務政務次官 龍野喜一郎君
法制意見長官 佐藤 達夫君
法務府法制意見第一局長 高辻 正己君
法務府法制意見第二局長 林 修三君
刑政長官 清原 邦一君
法務府特別審査局長 吉河 光貞君
法務府特別審査局次長 關 之君

事務局側

常任委員 西村 高見君
会専門員

常任委員 堀 眞道君
会専門員

本日の會議に付した事件

○破壊活動防止法案(内閣提出、衆議院送付)
○公安調査庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)
○公安審査委員会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小野義夫君) 只今より委員會を開きます。前回に引続き、破壊活動防止法案、公安調査庁設置法案、公安審査委員会設置法案、以上三案を便宜一括して議題に供します。質疑を継続いたします。

○伊藤修君 昨日に引続きまして質疑を継続することになります。昨日は大体論について伺いましたので、今日は止法案の内容について、その大体を伺いたいと思ひます。お伺いしたい論点は八十一点お伺いしたいと思ひます。従つて時間の關係上、一つの問題を深く掘下げるというわけには参りませんので、内容に対するところの詳細な質疑の進行については後日又いたすことにしまして、取りあへず疑義の点を政府に簡単に要領よく一つ御答弁願ひたいと思ひます。

先ず第一條の破壊活動の主体となるところの「団体の活動として」という法律上の意義を先ずお述べ願ひたいと思ひます。

思ひます。

○政府委員(吉河光貞君) 「団体の活動として」という意味は、団体の意思決定に基づきまして、その役職員又は構成員がこれを実現するためにする行為をいうのであります。

○伊藤修君 団体において意思決定をいたした場合は当然含まれると思ひますが、偶発的に団体の構成員にのみなされた場合、即ち団体の意思にかかわらざる場合においても、これも準備的に団体の活動として取上げることがあり得ると思ひますが、この点に對しては如何ですか。

○政府委員(吉河光貞君) ごいませう。さうな場合は団体活動としての中には含まれないものと解しております。

○伊藤修君 この問題は昨日總括論として伺ひしておたのですが、この点は後日又御質問申上げます。

第二條において、「労働組合その他の団体」の「その他の団体」といふのは如何なる団体を指しておるのであるか。

○政府委員(關之君) 二項のお尋ねの、「その他の団体」といふのは、一切の団体のことを意味しているわけであります。

○伊藤修君 一切の団体といふのでは広汎過ぎるのです。従つて、「その他の団体」といふものを挙げて頂きたいと思ひます。

○政府委員(關之君) 団体の定義は、第三條二項に、「特定の共同目的を達

成するための多数人の継続的結合体又はその連合体」と規定してあるわけであります。かように該当する一切の団体をここに意味しているわけであり

○伊藤修君 この第二條につきましては、いわゆるこれに對するところの裏付けの規定がなければ、本法の主たる規定の目的を達成されないと思ひますが、この点に對して重ねて政府のお考え方を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(關之君) 第二條は、この法案による規制及び規制のための基準でありまして、これは單なる訓示規定ではなく、この違反に對しましては裁判所において争ひ得るものであると、かように考へてゐる次第であります。

○伊藤修君 第三條において列挙されたるところの行為は、いずれも自然人においてなされることが予想されているのですが、その場合において、この行為について団体が責任を負わなくちやならんという点については昨日お伺ひいたしました。その構成員の如何なる範囲までこれを予想しておるか、その点を明確にして頂きたい。

○政府委員(吉河光貞君) 第三條は、御質問の通り、その主たる行為は刑法その他に刑罰を規定されておる、補充的な罰則は本法によつて規定されておる。個人によつて行われる場合におきましては當然刑罰の制裁がある

と、かように考へておる。それが団体の構成員たる、役職員たる、又全然団体と關係のない個人によ

つて行われる場合も同様でござい

○伊藤修君 例え一介の暴力行為がその構成員によつてなされた場合をもこれを含むのかどうか。

○政府委員(吉河光貞君) それが団体の活動として認められる場合におきましては、規制の原因の一つとなるものと考へております。

○伊藤修君 第一項第一号の、従来は口の規定であつたのですけれども、衆議院の修正の結果ハの規定と改まつたのであります。内乱の実現の正当性若しくは必要性を主張した文書若しくは図面の認定は非常にむづかしいものだと思ひますが、かかるものを印刷、頒布等まで規制するといふことは非常に広範のものであつて、いわゆる検閲制度の復活となる虞れが十分認められると思ひますが、この点に對するところの見解を承わりたい。

○政府委員(關之君) 検閲制度は、御承知のごとく、一定の出版物を發行する場合に、事前に官憲においてこれを査閲することであると考へられるのであります。この法案におきましては、さうな事前の検閲というやうなことは全然考慮しないのであります。かように出された結果に基づきまして、その内容を見て、かような団体規制の原因といふと、かように考へておるわけであり

○伊藤修君 第一項の第二号の、政治上の主義又は施策という、この表現の

意義をお伺いしたいと思います。

○政府委員(關之君)　ここに申します政治上の主義とは、資本主義であるとか、社会主義、共產主義、議會主義、無政府主義のように、政治によつて實現しようとする比較的基本的、經常的、一般的な原則を意味しているのであります。

す。これに對しまして政治上の施策とは、炭鉱の國家管理でありますとか、軍事公債の利払の停止、又は平価の切下げというようなふうに、政治によつて實現しようとする比較的に具體的な、臨機的な、特殊的な方策を意味してゐるのであります。推進するとは、

みずから主義若しくは施策を策定して、その実現を企図することであり、支持するとは、すでに存する主義又は施策についてその実現に協力することであり、又反対するとは、すでに存する主義又は施策についてその実現を拒

否することなのであります。

○伊藤修君　只今の御答弁によりまゝですと、結局この條にあるいわゆるリの規定からこれを比較対照いたしましたも、時の政府の施策に対しまして反対するということが、すべてこの條文に對する限りは入つて来るという解釈に

なつて来るのではないですか。

○政府委員(吉河光貞君) 時の政府の施策のみならず、すべての場合に該当するものと考えております。

○伊藤修君 さような條文の立て方によりますれば、殆んど國民が政治に對

うというところに至らしめるのではないだろうか。

○政府委員(關之君) このりにおきましては、凶器又は毒劇物を携へ、多衆共同してなす場合のみを限定して規定

しておるのであります、かような行

為は健全なる民主主義に全く相反する
危険なる行為でありまして、健全なる
民主主義を育成する上におきましては
排除しなければならぬものであると
考へて、かような規定を設けた次第で
あります。

○伊藤藤雄 第一項の第二号のイの屬
 援罪の規定です。これは御承知の通り、いわゆる刑法上目的罪ではないのです。然るに内乱罪に相对比较したとして、内乱罪は御承知の通り目的罪である。そういったと、本法によりまして政治上の意圖を以つてというところ

うにその目的を掲げておる。してみま
すれば、第一項の第二号イの騒擾罪と
いうものは、本法によつて初めて目的
罪として書き改められることになる。
その結果です。刑法上の内乱罪と同一
結果に至るのじやないでしょうか。

うすると本質的に於いては、この場合におけるところの騒擾罪と内乱罪との間には、同一な目的の事項といふことになつて、ここに特段に二つに分ける必要がないことになつて来るのじやないでしようか。この点に對するところの御説明を願いたい。

○政府委員(吉川光貞君) 政治上の目的を以て騒擾を起した場合は、内乱とはおのずから異なると考えており、且つ、内乱とは朝憲紊乱を目的として起す。内乱とは、朝憲紊乱を目的として起す。で、その目的は、朝憲紊乱というように極端な目的によつて限定されておるのであります。それ以外の

政治上の目的を以て騒擾を起した場合におきましては、騒擾罪を以て律せられる、かように考えております。

○伊藤修君　朝憲暴乱とは如何なることを指すのですか。御説明願いますと

5. 国を統治する

○政府委員(吉河光貞君) 天皇制を知
うのは何ですか。

○伊藤修君 国家統治の基本組織とい
うのは何ですか。

○政府委員(吉河光貞君) 国家統治の
基本組織を指すものと解釈しておりま
す。

○伊藤修君　そうしますれば、内乱罪の場合においてはそうした明らかな政

政治上の目的を指摘しておるに過ぎないのです。而して本法の場合におきましては、広く政治上の目的を以てといふことをこの騒擾罪の上に冠しておる以上は、広い意味においてはすべてそれおは政治上的目的ではないでしょうか。時に此罪に就つてのみをさういふ制約

○政府委員(吉河光貞君) 内乱罪は、只今申しました国家統治の基本組織不法に破壊することを目的とするにやううに、明確に限定付けられておるのではないと考えるのですが……。

まして、政治上の目的を持つ騒擾は、それ以外のあらゆる場合が含まれるのと考えております。

○伊藤修君 私のおききしておることは、いわゆる内乱罪において目的とおとるところのいわゆる法益というものが、そつういふ國權のものであると

たしますれば、それをも騒擾罪の場合において、いわゆる本法でいう騒擾罪の場合においては、政治上の目的という概念というものの中に含まれるのだからやないかと言っているのであります。

庶し意味においてですわ。それによ

か。

○政府委員(關之君) 広い意味におきましては、お尋ねの通り含まれるのであります。ここに刑法の内乱罪の規定を一号に取上げ、二号に政治上の不法行為として、主権云々の差頭語を冠せまして、政治

第三百六條の罪、行為を規定しており、すので、おのずから解釈といたしまして、二号のはうのこの政治上の主義を推進するための騒擾の罪の中からは、内乱の行為は除外されるものと考えております。

○伊藤修君 この破壊活動防止法を制定した趣旨は、現代社会情勢のあり方から考えて、極右極左に対するとこころのいよわる破壊活動を取締るためにこの法律を立案したものである、こういう御説明を伺つたのですが、その通ですか。

○政府委員(吉河光貞君)　ここに列挙されましたような、極端に悪質な暴力的な行為を行うことは、実際問題として極右極左において行われる可能性ある、かように考えておる次第でございます。

○伊藤健君 そうするといわゆる集
暴力的にないなされるところのいわゆる
暴力行為に對しまして、本法を適用
しようというのが主たる目的であら
うと思うのですが、そうですか。

○政府委員(關之君) これは第三條

ごとき暴力主義的な破壊活動が団体

織によつて行われた場合に、四條と條によりましてこれを規制するといふことと、これらの刑法各規定に載ずこれらの行為の第三條の一号の口と、そして又の行為におきまして、

干の刑罰規定を修正して、急を処罰する、処分する、かような

す。
○伊藤修君 私のお伺いしておるは、いわゆる集団的暴力行為、そのを認めてそれを抑制しようというのがこの法律が制定されておるのかと、

○政府委員(關之君) 団体の活動とてかような暴力主義的破壊活動が行われる。かような危険性を除去するとうのがこの法律の第一の狙いであるのであります。

○伊藤修君 然らば本法の企図する
この第一の狙いというものは、本
によつてはずれておるのじやないで
ようか。現在の日本の社会のあり方、
は終戦後におけるところの顯著な事
として、全国的にいわゆる右翼団体
又はとき量、専徒、ごろつき、こうし

ところの集團暴力というものは、枚にいとまがなかつた事實は、政府当においても御承知のことと存じます。当法務委員会におきましても、全国亘りましてこれら四千何百件について調査した事実もありますのです。然るに

法によりますれば、これらの好まし
らざるところの団体の集團暴力に対
しましては、何ら規制することができ
ないやないですか。即ちこれらの団
は、いずれも政治的意図をもつて暴
行為を行うものじやないのです。彼
の綱張りの争い、彼らの利欲の争い

その他の目的のために暴力行為が行われることは事実であります。して見ると、本法によつては、こうしたわゆる右翼団体と称せられるところものが、政治上の意図のない場合に

いては、何ら本法によつて取締ること
はできない。して見ますれば、本法を
極右、極左に対するところの手当と
して立法されたという、その右翼の面
については手ぬかりしておるのじや
ないですか。

○政府委員(吉河光貞君) 御質問の通
り、暴力主義的な活動は、終戦以来極
めて広汎且つ多面的に行われておる
という事実は認めるものでありますが、
この法案におきましては、日本国憲法
の下における国家統治の基本組織、並
びに基本的な政治方式、言い換えれ
ば、国家社会の基本秩序が平穩に維持
されようこと、公共の安全を保護
したい、これに対してこれを破壊せん
とする暴力主義的な破壊活動を防止し
たいということが狙いであります、
あらゆる暴力主義的な活動一切を対象
としておるのではございません。

○伊藤修君 だから今の御説明により
まして、政府の本法を制定しよう
とするところの主たる目的が、その一
半ははたしておるのじやないかと、こ
ういふのです。して見ますれば、政治
上の目的のないあらゆる団体の破壊活動
というものは容認していいのですか。
これを取締ることが、法務総裁の御説
明によりまして、今日緊急欠くべから
ざることである、こうおつしやつて
おるのです。して見ますれば、それ
を見逃して、ただ政治上の意図がある
のみを規制しようというの、今日の
治安対策の安全を期するものとは言
い得ないのです。若しこれに対すると
ころの施策を行おうとするならば、立
法的措置を行おうとするならば、当然
本法においてもそういう面において取
締らざるを得ないのではありません

か。そうしなければ、集団暴力の或る
一つのグループについては何ら手当を
しないということになるのです。それ
は一般刑法で、若しくは暴力行為等処
罰に関する法律でこれを取締ろうとす
るならば、当然これをもできるという
ことになるのです。この点は立法者の
ミスであるか、或いは立法者がそうい
うことは差支えないと言ふのか。差支
えないとするならば、本法によつて政
治活動のみを取締る必要もないとい
うことになって来るのです。

○政府委員(關之君) お尋ねのごと
く、社会において集団暴力において
は、集団暴力はいろいろの種類の階層が
あるわけでありまして、単純なる町の暴
力団から、或いはこの法案に規定する
がごとく、暴力行為を集団の力によつ
て行うというよりないうるの階層が
あるわけでありまして、その中で、この法
案にいたしましては、第三條に規定す
るがごとく、かような暴力主義的な破
壊活動を団体の活動として行う暴力主
義的なやうな団体だけを取締の対象
としたのであります。その理由と
いたしましては、勿論考へ方として
は、あらゆる団体を取締る必要があ
るということもあるわけでありまして
が、第一に考へなければならぬ点
は、この団体規制というものが、昨日
も御議論になつたように、憲法の制定
する人権と極めてデリケートな關係が
生じて来るものであります。そこで国
家社会の基本秩序を破壊する最も悪質
なるものに限定するのが憲法の精神に
合致するゆゑである。その他の点
の、これ以外の暴力主義的な破壊活動
或いは暴力団体の規制につきましては、
は、只今のところにおきましては、や

はり現行の刑法その他の規定によつて
賄つて行く。これが憲法の客観的なラ
イン、自由と人権を尊重する憲法の精
神に合致して規制をかけて行くという
その考え方から、さうな点で一線を
引いた次第であります。もとより一般
的な、集団的な暴力の活動を社会的に
見ますならば、勿論好ましくあらざる
ものであります。が、かような第三條
に規定するやうな行為は、我が国家
の、社会の安全なる発達の土におきま
して、その根本を揺る動かすものであ
りまして、かようなものと比較いたし
ますならば、一般の町の暴力団のご
ときはやや次のものでありまして、勿
論好ましくあらざるものであります
が、それがかような四條、六條の規制
をかけるのは、憲法の精神から見ま
して行過ぎではないか、現在のところ
においては、悪質なかような暴力的な破
壊活動を行う団体の規制に限るの、
最も憲法の精神に合致するものであ
る。かようなふうにお考えして、この
点に一線を引きまして、憲法の精神に
従つた次第であります。

○伊藤修君 今の御説明を伺つており
ますと、いわゆるあなたの言うこと
自体が行過ぎじやないでしようか。政
治上の主義若しくは施策を推進する
という目的がないものでも、社会秩序を
破壊し、国家社会の基本を破壊して行
くことには何ら相違はないと思ふので
す。これらの団体が汽車を転覆し、或
いは家屋を焼く、若しくは人を殺傷に
至らしめ、その他いろいろここに規
定するがごとく好ましくあらざること
の暴力行為を集団的に行った場合にお
いて、それと政治目的の相違は認められ
ないと、その間に何らの相違は認められ

がたいと思ふのです。又社会一般の通
念からいたしまして、それに甲乙を
つけるところの何ものもないと思ふ。
さういふものを罰することは憲法上疑
義ありとする、憲法上行過ぎがある
うならば、なお更本法において政治
上の目的というものがあつたのみを
規制しようということとは、当然憲法違
反であるということに結論付けられる
のじやないですか。あなたの御説明自
身が矛盾すると思ふのです。

○政府委員(關之君) この第三條の暴
力的破壊活動と、これらの要件を備え
ない騒擾とか或いは殺人の罪と比較し
て考へてみまして、政府におきまして
は、かような政治上の目的を持った暴
力主義的な活動が、現下の我が国に
おきまして、民主主義の健全なる発
達、国家社会の基本秩序というものに
關係し、やはり国家社会のすべてに政
治的な關係を持つて来た活動になるわ
けであります、その他の活動もい
れども社会にとつて好ましくあらざるもの
ではあります。が、かようなものは政
治的な目的を持つてた行為に比較いたし
ますと、そこに一線が画される。かよ
うな政治的な目的を持つた活動は、国
家の存立、社会の存立、民主主義的な
存立というもののに対して、それを揺り
動かすやうな誠に危険な活動であるか
ら、その範囲に限定するのが憲法上最
も正当であると考え、かような規制を
設けた次第であります。

あるのです。社会秩序が紊れ、社会構
成が破壊されているやうなこの種の右
翼団体の暴力行為を外しておいて、た
だ表面明らかな政治目的の理念を掲げて
闘争しようというもののみに制約しよ
うという考え方は、その根柢において
私は誤りがあると思ふのです。ひとし
く国家社会を破壊することに相違はな
いと思ふのです。區別はないと思ふの
です。我々の社会生活というものは、
暴力団によりまして破壊されておれ
ば、それが取りも直さず政治を破壊す
ることの基礎をなすものではないでし
ようか。それによつて一線を画する
ということとは、どこに一線が画されて
おるのか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 只今の伊
藤委員のおつしやることは御尤もであ
ります。併しこの法案の狙いとするこ
ころは、政治上の主義を推進し、その
他の政治的な大きな破壊活動を防ぐこ
とを目的としたのであります。これが
現実の問題といたしまして、かような
破壊活動というものは大規模に行われ
るということを予想されるのでありま
す。街の暴力団その他、これは誠に国
家秩序から申しまして、どこまでも排
除しなければならぬことは誠に同感で
あります。が、規模の点におきまして
おおよそ異なつておると我々は考へて
るのであります。従いまして街の暴力
団であつても、これが政治上の目的を
以て、或いは内乱を企図したり、或
いは騒擾を来すやうなことになるま
す。勿論この法案の対象となり、規制
されるのは当然であります。要は政治
上の主義を推進したり、その他の政治
上の目的のために内乱というやうな、
いわゆる大規模な破壊活動、或いは騒

援というような危険な活動、それらのものを規制しておこうというのが目的であります。勿論伊藤委員の言うような、街の暴力団といえども、社会秩序を紊すことにおいては我々は甚だ好ましくないものと思つて、それに対しては規制の法律を以て十分に賄つて行きたいと考えております。

○伊藤修君 法務総裁は、戦後におけるところのいわゆる右翼団体の暴力団の組織といふものについての御説明が少しく欠けておるのじやないかと思つたのです。戦後におきまして、当時御承知の通り三万の子弟を擁し、数百万の資金を使い、相当の武器をも貯えており、一朝事あれば爆弾を以て破壊をしようというような組織の下に、アメリカにおけるところのカボネとかいうような型もあつたのです。こうした組織が一朝暴力行為に出でたならば、ここに予想するような団体がなすところの暴力行為以上の結果を招来することは明らかであるのです。又今後といえども、日本の右翼の傾向に強い国民性から考えましても、これらのものに對するところの規制を外しておるならば、法務総裁が本法を提案されたところの理由といふもののその大半といふものは抹殺されてしまふと思つた。真に破壊活動を防止しようというならば、それをも含んでこそ初めてその目的が達成されると思つておるのです。然るに本法においては、その面においてはすべてこれを外してしまつて、ただ明らかに政治上の意図がある場合のみに限つたといふことは、その間において私は国家の秩序を規制しようとする本法の狙いといふものは大半滅殺されるのではないかと思つたのです。これに對しま

して、既成の刑法乃至はその他の法律によつてこれを賄い得るといふ御説明ならば、何を好んで本法によつてこの政治的意図のある破壊活動に特別の手当をしないかはならぬかといふ、私は本法提案の理由が根本的に失われるのではないかと思つたのです。そうした右翼団体においては、既成法によつてできるというならば、この政治的意図を目的とするものに對しても、やはり私が昨日申し上げましたごとく、既存の法律によつて十分賄い得るといふ結論に到達せざるを得ないのではないでしようか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 街の暴力団のお話が出ましたが、少くともこの伊藤委員の言われるような大きな組織を持つてするいわゆる右翼団体は、これは恐らくやはり政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反對するようないふ目的を以て活動するものであらうと私は考えます。我々の心配しておるの、右翼団体において將來さういふ意図を以て破壊的活動をする団体があらうと予想しておるのではありません。これは左翼ばかりではありません。従つてそれらの破壊的活動を団体規制して行こうと考えておる次第であります。そこらの街の暴力団、これらは恐らく社会的の秩序を紊すことにおいては伊藤委員の心配される通りであります。それらはその規模において極めて小さく、さういふ政治的意図を以てするようないふ破壊的活動団体と比べますと、その秩序を紊す上においては、およそ比較にならないと私は考えております。さういふ群小の破壊的活動に對しては、既成の法規を以て賄い得るものと考えておるのであ

ります。

○伊藤修君 勿論右翼団体が今後政治的に活動し得るといふことも考へられます。又さういふことが左翼の団体の活動と相俟つて、將來においては日本の大きな課題として残されるでしよう。併しこうした政治的意図がななくとも、街の暴力団体といふものが、單に一小部落の暴力団に止まらずして、これが組織的に全国的に瀰漫し得るといふことは、日本の過去のある方から申しましても、戦後の実情から申しましても容易に推定し得る事実であります。いわゆる政府の施策よろしきを得ない、又は国民生活というやうなものも順次低下して参りますれば、結局は権力に對抗する強い団体に頼らざるを得ないといふ日本の国民性から申しましても、清水次郎長、大前田英五郎、こゝろいふやうなものが幅をきかして、大きな全国的組織を持つていふことは考えられるのです。又さういふところの国民の一つの氣風が残されておると言えるのです。さういふものを何ら手当をせずして、さうしてただ政治上のものだけをここで取上げるといふことは万全を期してないと思つた。又それが既存の法律でできるといふならば、先ほど申しましたごとくこれをも従来の既存の法律でできるはずなんです。この点に對しましては、私はなお次の機会において十分お尋ねしたいと思つた。

次に第二項の団体、これは法令に定める団体以外のものを含むと考へられるのでございしますが、その法令に定めるところの団体といふものについては明らかだと思つた。併し法令で定め

でありますが、さういふものに対する同一性をどうして認識するか。

○政府委員(吉河光貞君) 御質問の趣旨がはつきりいたしません。この第三條第二項で規定いたしております団体は、飽くまで事実に基づきまして、かような定義に合致するものを団体として規定したわけでございます。団体は「特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体」で、これを構成する役員又は構成員によりまして、その異同を区別し得るものと考えております。

○委員(小野義夫君) ちよつと御注意申上げますが、長時間に亘る質疑応答でありますから、その席でお坐りになつてやられてもいいと思つた。お互いに無礼講で……

○伊藤修君 今私の質問の趣旨がわからんとおしやつておるが、私の言うのは、法律で規定しておるところの団体の構成はこれは明らかなんです。例へば会社であるとか、或いは組合であるとか、その他の団体は、この同一性といふものは容易に区分できるんです。さうではない団体をもこれは予想しておることは申すまでもないのです。いわゆる法律で規定していない任意の団体の場合において、その団体が甲団体と乙団体との同一性といふものがどうして区分できるかといふのです。どこに標準を置くのか、抽象的にはあなた

見られるところでありましよう。又目的もたま／＼同じやうなこともあるでございまいしやう。ただ單に名前が違つておるといふ団体があり得ると思つた。若しくは名前が一緒であつて、目的が違つていふやうなことがあるでしよう。殆んど甲と乙との団体の構成分子が同一の場合において、どうしてこの異同を定めるか、いわゆる同一性の認定についてどういふ御見解を持つていらつしやるのか、法文においては非常に漠然としておつて、これを容易に判定できないと思つた……

○政府委員(關之君) お尋ねの点は、結局この法律の「特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体」といふこの基準によりまして、事実の認定の問題に帰着すると思つたのであります。甲団体と乙団体との異同を区別、これは只今局長から御答申上げたごとく、団体の目的、その成立の動機、或いはその活動の実態、構成員、役員の使命、或いはその付属の關係といふやうな、諸般の事情も考慮いたしますと、団体の同一性、異同は十分に認定し得るものと思つたのであります。

○伊藤修君 私の申上げるのは事実問題じやなくして、法律においてはその基準を明らかにする必要があるのじやないか、法律は親切に書くべきものである。余り抽象過ぎて、これを取扱う行政官吏の便利のみを考へて、国民の便利といふことを考へないのではないかと申すのです。これらの点について考慮せられたいと思つた。

○政府委員(關之君) お尋ねの点につきましては、一般的法文といつたしましては、団体という存在の規定といつたしましては「特定の共同目的を達成す

るための多数人の継続的結合体、かようなふう規定することを以て一応足るものであると考へておるのであります。

○伊藤修君 立法論の立法技術を申上げるまでもないけれども、戦後におけるところの日本の法律の大半のあり方といたしましては、過去におけるところの大陸法系とは違つて、英美法系のいわゆる親切的な、法律自体で国民がすぐわかるように書くべきことが今日のあらわしと思ふんです。然るに本法においては、抽象文字を非常に多く使つて、疑義の存するように書かれたということは、本法の先ず第一の欠点と言わなくてはならぬと思ふ。

次に、この法人及び労働組合、そういうものがそれ／＼の法令によつて、例えば民法の七十一條、商法の五十八條、労働組合法の十五條、これらの規定によりまして、これらの団体が公共に害を興えるような行為をなした場合、或いは法令に違反した場合、或いは刑罰事項を犯した場合、こういうような違法行為がありますれば、いずれもこれらの法規によつて解散を命ぜられることになつておる。然るに本法において、たゞ／＼第三條に列挙されておるような事項、若しくは四條、六條の規制違反を行へば、この団体に對して解散を行ひ得るということになつておる。この民法、商法、労働組合法等の解散権、解散処分ですね、これらはいずれも司法処分になつておる。この司法処分と本法による行政処分との競合は、どういふふうに解決されるのですか。

○政府委員(關之君) お尋ねの点につきましては、第九條の第一項に、「法

人について、第六條の処分が訴訟手続によつてその取消又は変更を求めるときは、その法人は、解散する。」といふふう

に規定したのであります。これは各法人につきまして解散の事由が一つここに添加されて、それ／＼の法人の解散の手続に従つて解散の手続が行われる、かように考へてゐる次第であります。

○伊藤修君 今の御説明じやわかりかねます。私のきいておるのは、民法、商法、労働組合法等によつて、司法処分として解散命令がなされる。この解散命令と本法によるところの解散指定権、あとで又お尋ねしますけれども、この指定は解散そのものを指すものとして考へて差支えないか、同様の結果をもたらし得るものとして差支えないか、この法律競合をどうするか、このういふのです。

○政府委員(吉河光貞君) 只今關政府委員から御説明いたしました通り、法人解散として他の法令に規定されております解散は、法人格の消滅がその内容になつておるのであります。ここで、本法で規定しております第六條の解散は、団体活動の禁止処分でございます。この禁止処分が裁判上争う余地がなくなりました場合におきましては、その団体が法人である場合におきましては、九條によりまして法人格消滅の原因となる、かような関係になつておるのでございます。

○伊藤修君 かような関係になつておることはわかつておるんですよ。そのかような関係になつておる法律競合をどう扱うのか、いづれが優先するの、こゝう申上げておるのです。

本法によるところの解散指定と、民法、労働組合法によるところの司法処分としての解散とが、いづれが優先するの、一方が非せられるのか、その点をお伺ひしておるのです。

○政府委員(關之君) 第九條によりまして、「法人について、第六條の処分が訴訟手続によつてその取消又は変更を求めるときは、その法人は、解散する。」といふ九條によつてかような処分を受けて、その処分が確定したこの法人は、この規定によつて解散するのであります。あとは解散した法人が各法令によつて解散の手続を行う、かようなことになつておりました。これは各それ／＼の法律に規定してある解散の原因のほか、これらの事由が一つ添加されたものである。そこには競合的な関係はなく、新たに添加されたものである、かように解釈してゐるのであります。

○伊藤修君 いづゆる解散権というものが、これらの司法処分によるところの解散権と、改めて本法によるところの解散の結果をもたらし得る命令とが、新たにここに加えられたといふ御説明である。そういたしますと、基本的にやはりこの解散……昨日もお伺ひしましたが、基本的にはその解散指令といふものは、司法処分の形態を残しておるものじやないかと思ふ。本質はやはり司法処分じやないか、こゝういふ結論が出て来るのであります。その区別はどうですか。

○政府委員(關之君) 御承知のごとく、今日法人制度の解散は、特に許可の取消であるとか、或いは各種の強制解散の制度は、或いは非訟事件手続により行われる場合もありますれば、或

いは單なる行政庁の行政行為によつて行われる事例があるのであります。而もこれらは後の事例のほうが多いのであります。これらを通じて、この法律におきまして新たに解散の原因を一つ附加した、かようなふう考へてゐる次第であります。

○伊藤修君 この点に對しまして、あなたの説明では法律的に説明がなつていないと思ふのです。後に又これは重ねて御質問申上げます。

次に、或る団体の支部が若しくは分会が、本法に規定するがごとき破壊活動をしたという場合においては、その分会の行為責任が本部にも及ぶのかどうか。分会だけで責任を負うのか。本部は何らそれにあらずかり知らん場合においては、本部はこれによつて規制されることはないのかどうか。又それと反対の場合、本部の構成員が、かような行為があつた場合において、分会、支部というものは、本法によるところの規制の結果を負わざるを得ないのかどうか。この点はどうですか。

○政府委員(吉河光貞君) お答えします。分会その他の下部組織は、規制の対象となる場合におきましては、それが分会としての意思決定をなし得る、その意思決定に基いて分会の構成員がその実現のために活動するものでなければなりません。かような団体、かような分会が暴力主義的な破壊活動を行なつて、更に将来暴力主義的な破壊活動を行う明白な危険が存する場合におきましては、この分会を対象としたしまして規制を行うのであります。本部がこれと、かような暴力主義的な破壊活動を分会が行うことにつきましては、本

部は対象外になるものと思へております。併しながら他面、本部が行なつた場合はどうか。本部の活動がその団体全体の活動として認められる場合におきましては、分会を含めて全体が対象となる場合もある、かように考へております。

○伊藤修君 これが昨日お伺ひしたところの問題にも関連して来るのです。いづゆる本部のみの構成において、たまたまここに規定するがごとき違法行為をなした場合において、何らこれに關知せざるところの分会の構成組織といふものが、その本部の違法行為の結果を背負わざるを得ないといふことは、いづゆる団体としての連坐の觀念がここに規定されることになるのじやないか、こゝういふことになる。非常に不合理の結果になるのです。今日御承知の通り、例えば政党的の場合においては、本部と県連支部といふものは一つの體りがありますけれども、その組織體においては、県連支部は別に活動をしておるわけでありまして、この県連支部が本部のたゞ／＼誤つた行為をすべき軀幹されるといふ非常に不合理な結果を招来する。刑法にいうところの連坐的な違法的な考え方がこゝには認められるといふ結果を招来するのじやないか。この点を私は指摘したいのです。

○政府委員(吉河光貞君) 具体的な場合に、団体によりまして、本部、支部の結合關係がどういふふうになつておるのかといふことは、實際の問題として解決されなければならぬ問題であると思へておるのであります。その団体が全体として意思決定の権限を本部に與えて、その本部の意思決定を団体全体の意思決定として活動する

部は対象外になるものと思へております。併しながら他面、本部が行なつた場合はどうか。本部の活動がその団体全体の活動として認められる場合におきましては、分会を含めて全体が対象となる場合もある、かように考へております。

○伊藤修君 これも昨日お伺ひしたところの問題にも関連して来るのです。いづゆる本部のみの構成において、たまたまここに規定するがごとき違法行為をなした場合において、何らこれに關知せざるところの分会の構成組織といふものが、その本部の違法行為の結果を背負わざるを得ないといふことは、いづゆる団体としての連坐の觀念がここに規定されることになるのじやないか、こゝういふことになる。非常に不合理の結果になるのです。今日御承知の通り、例えば政党的の場合においては、本部と県連支部といふものは一つの體りがありますけれども、その組織體においては、県連支部は別に活動をしておるわけでありまして、この県連支部が本部のたゞ／＼誤つた行為をすべき軀幹されるといふ非常に不合理な結果を招来する。刑法にいうところの連坐的な違法的な考え方がこゝには認められるといふ結果を招来するのじやないか。この点を私は指摘したいのです。

○政府委員(吉河光貞君) 具体的な場合に、団体によりまして、本部、支部の結合關係がどういふふうになつておるのかといふことは、實際の問題として解決されなければならぬ問題であると思へておるのであります。その団体が全体として意思決定の権限を本部に與えて、その本部の意思決定を団体全体の意思決定として活動する

部は対象外になるものと思へております。併しながら他面、本部が行なつた場合はどうか。本部の活動がその団体全体の活動として認められる場合におきましては、分会を含めて全体が対象となる場合もある、かように考へております。

○伊藤修君 これも昨日お伺ひしたところの問題にも関連して来るのです。いづゆる本部のみの構成において、たまたまここに規定するがごとき違法行為をなした場合において、何らこれに關知せざるところの分会の構成組織といふものが、その本部の違法行為の結果を背負わざるを得ないといふことは、いづゆる団体としての連坐の觀念がここに規定されることになるのじやないか、こゝういふことになる。非常に不合理の結果になるのです。今日御承知の通り、例えば政党的の場合においては、本部と県連支部といふものは一つの體りがありますけれども、その組織體においては、県連支部は別に活動をしておるわけでありまして、この県連支部が本部のたゞ／＼誤つた行為をすべき軀幹されるといふ非常に不合理な結果を招来する。刑法にいうところの連坐的な違法的な考え方がこゝには認められるといふ結果を招来するのじやないか。この点を私は指摘したいのです。

かろうか。たゞその親族団体の構成員として別個な団体がそこに結成されて破壊活動を行うとかいう場合は考えられませんが、血縁団体それ自体が一つの暴力主義的な破壊活動をなすというところは考えられないのではなからうかと確信しております。

○伊藤修君 今のお考え方は甘いのです。例えばこの前のバラ／＼事件がそうじゃないですか。親子が血縁ということによつて結合している。それ以外に、これは夫の何がしをバラ／＼にしようという別個な団体を組織してバラ／＼にしたわけではないですよ。(笑聲) さようなお考えはちよつと実情にうとい認識だと思つてゐます。そんな御認識では、今後におけるところの日本の社会を保つて行こうという重大な責任に就くことはできませんよ。

○政府委員(吉河光貞君) 妻が夫を殺すといふことは、団体活動にはならぬいんじやないかと考えておりますが、自然的な血縁団体それ自体が、只今申しました通り団体活動として、その団体の目的を達成するための団体活動として、暴力主義的な破壊活動をするというやうなことはあり得ないかと考えております。

○伊藤修君 余りそこは議論してゐると時間がかかりますので……第四條ですね、これは私は昨日も申しました通り、行政処分にあらずして司法処分として行ふべきである、こう考えるのです。現在の世界の法律のあり方といひましたし、又日本の法律のあり方といひましたし、先に刑法仮案におきましては、こうした保安処分、監護処分といふものは刑法仮案においてもとり上げておるのです。いわゆる司法

処分としてとり上げておる。又現行法において現在の日本の法律体制から申しましても、例えば少年法の場合であるとか、或いは先ほど例示いたしました労働組合の解散の場合であるとか、いずれも司法処分に委ねられておる。でありますから、私は本法の場合においてもやはり司法処分に委ねるべき本来の素質を持つておるのではないかと。いわゆる行政処分はこの保安処分といふもの、監護処分といふものを委ねて行くあり方というものは、これは非常な法律体制を乱すところの大きな原因をここに植へつけるものではないかと思つております。

○政府委員(關之君) 団体の解散或いは団体の規制という問題につきましては、特にこの四條、六條の場合であります。これが司法処分を以て行うべきものであるという御意見であります。これにつきましては先日法務総裁よりお答えいたしましたごとく、団体の活動として暴力主義的な破壊活動を行つた、かような団体がここにありまして、それが継続又は反復して将来更に団体の活動として暴力的な破壊活動を行う明らかな虞れがある場合には、第四條に掲げる一、二、三、三の処分、或いは万止むを得ない場合には解散の措置をとる、かようなことに相成るわけでありまして、この考え方といひましたし、要するに団体の将来の暴力主義的な破壊活動をなす、その虞れを除去するといふことに相成るわけでございます。これは昨日も法務総裁よりお答えいたしましたごとく、かような危険なる、社会国家の基本秩序に對して誠に危険といふか、危険な活動を団体活動として行ふ、その素地を排除す

るといふことに相成るのであります。これは國家の治安の一つの根本策に關係する問題と相成るのであります。従ひましてこれらは行政権を持つ内閣がその全責任を持つて行なつて、その行なつた或る行為に對して裁判所が適法なりや違法なりを判断する、かようなシステムをとるのが憲法の司法権と行政権とを對立させたことに合致すると思つております。司法権は御承知のごとく裁判所法によつて訴訟に關するものを扱うのであります。民事刑事の裁判のほかに特定なる法律によつて委嘱された事務を行うのであります。かような仕事を一人又は三人の裁判官に委ねられまして、治安に對して全責任を負うといふことは、やはり行政権と司法権を對立させた憲法の精神から見まして私は相當でないものと思つております。かような意味におきまして、第四條及び第六條の処分は、やはり國家の治安に對して第一線的な責任を負う内閣が責任を持つてこれを處理いたし、その結果に基いて裁判所が審査をいたす、かようなシステムをとるのが最も公正であり妥當であると考えている次第であります。

○伊藤修君 それは先ほども伺ひまして、いわゆる公正妥當だと思つておるけれども、アメリカのこの種の法律に對しては、いわゆるトルーマン大統領が拒否権を行使したのもこの一点が先づ一つ、次にいま一点の思想統制といふこの二点によつて署名を拒否したものであります。そういう事実もあるじやないですか。だからあなたがやす／＼と今御答弁になるやうな問題じやないと思つてゐます。今日の日本の立法例から見ましても、いわゆる保安

処分、監護処分といふものを行政処分として委ねて行くといふあり方はあり得ないのです。刑法仮案におきましても、これはまさに刑法の面において賭うべきものである。殊に強制的に伴うところの國家行為といふものに對しては、すべて刑法法規によつてこれを賭うのが今日の法律体制のあり方じやないですか。あなたたちの権利、いわゆる行政権といふものを無限に拡大して行くといふことは恐るべき結果を招来いたしますと思つてゐます。この点に對しましては特別強い反省を促したいと思つてゐます。

○政府委員(吉河光貞君) 現在の日本の法令におきましては、純然たる行政処分を以てしまして、法人又は団体の解散を命ずる事例は極めて多いのでございまして、現行法におきましては、民法七十一條或いは私立学校法六十二條、事業者団体法八條、水産業協同組合法第九十五條、農業災害補償法第八十條、健康保険法第三十九條等の事例があるのをごさいます。又将来災害が起る可能性を基礎といたしまして、行政処分を以て事前に保安の措置を講ずるというやうな例は、警察官等職務執行法、消防法、鉱山保安法、監獄法、精神衛生法、優生保護法等におきましてもその事例があるのでございまして、こゝに法律の根柢に横たわつておる法理は、やはり将来災害発生の現実の危険性を基礎といたしまして、行政措置を以て必要な保安上の措置がとれる建前を規定したものと考えております。

○伊藤修君 今たくさん並べられましたが、それに対しては、一々これは今後御質問申上げますから、十分御研究になつておいて頂きたいと思つてゐます。

○政府委員(關之君) お尋ねの御趣旨は、委員会の決定を官報によつて公示してこれが効力を発生した、その後この決定に對して行政訴訟が提起された、そして同時に決定に對して違反といふことが考えられまして、犯罪として刑事裁判所に起訴されて事件が形成する、そういう場合にどうなるかといふお尋ねの御趣旨と思つてゐます。この点につきましては、若し刑事事件としてこの決定違反の行為が裁判所に係属中、行政処分が無効であるとして取消された場合には、その刑事事件は刑事訴訟法上無罪になるものと思つてゐます。

○伊藤修君 その場合において、刑事事件のほうが無罪になつた場合にはどうなるんですか、すでになされたところの団体に對するところの規制の効力はどうかというところでせう。

○政府委員(關之君) 刑事事件のほうは、逆に処分に対する適法なりや違法なりやの裁判には影響を及ぼさないものと思つてゐます。それは、それ一つとして独立に裁判所の審判の對象となつて進行するものであると思つてゐます。

○伊藤修君 私のお尋ねすることは、いわゆる暴力行為として刑事法規によつて処罰されることが前提として、そういうやうな破壊活動をしてゐるか

ら、その団体は団体として暴力行為をしてゐるんだという認定の下に団体を規制するのですが、その根本原因たるところの暴力行為が無罪になれば、その基礎を失ふのじやないですか。そういたしますれば、いわゆる行政処置としてなされたところのいわゆる団体の規制というものはその根拠がなくなつて来るのですが、その場合において、すでになされたところの団体に対するところの規制の効力はどうか、このことを聞いてゐるんです。

○政府委員(關之君) 行政処分が無効として取消された場合には、刑事事件として訴追されている犯罪の構成要件がそこで消滅する、かようにそこに無罪として因果關係が生ずるのであります。ところがお尋ねのような刑事事件は、構成員の個々の刑事責任として訴追されてゐるのであります。併し行政処分の方はその団体が団体の活動として暴力主義的活動を行つたか、或いは将来行ふ危険性があるか否かという観点から審判の対象となつてゐるのであります。そこには今申上げたような行政処分が無効として取消されたときに、その行政処分を犯罪の構成要件として訴追された刑事事件との關係とは全く別個の關係になるのであります。それ、別々に裁判所の独自の判断の裁判に委ねられることと思うのであります。

○伊藤修君 私のお尋ねすることがおわかりになつておらんと思ひます。私のお尋ねしてゐるのは、個人の破壊活動がありとして、いわゆる殺人なら殺人というものを行なつたと、その個人が団体の構成員であるから、だからその団体は破壊活動をする団体であるとして認定して、そうしてこの本法に定める手続を経て団体の規制をした、こういう場合ですね。その場合に、その個人は別個の刑事法廷において無罪の判決を受けてしまつた。そうするとあなたたちが破壊活動をする団体と認定したことの根拠がなくなつてしまふのじやないか、その場合にこの規制の決定はどうするか、こういうのです。本法においてはそれは少しも賄なつていないのだが、どうするかというのです。

○政府委員(關之君) お尋ねの説明におきまして、その刑事事件だけが一つの唯一の資料として……

○伊藤修君 唯一の資料の場合でいいんです。ほかの場合を言わんで、唯一の資料の場合だけではどうするかというのです。

○政府委員(關之君) 唯一の資料であつて、行政処分の上から、その一つだけの資料を以て団体が破壊活動を行なつたものであるとして提訴した場合、かような設例を考へて見ますのに、その場合におきまして、私はやはり前にお答え申上げたような法律論に相成ると思ふのであります。行政処分が無効となつた場合には、その前提となつた行政処分が無効でありますからして、その行政処分を違法行為の内容とするものは犯罪の要件がなくなるわけですから、当然にそれは刑事訴訟上の法律によりまして、法律の掲げる各條項によりまして無罪となるわけでありま

す。その間には、前が無効になつたからしてあとが必ず無効になるという因果關係が法律上規定されてゐるわけでありま。併し後の場合には、これは別個の裁判所で扱ふわけでありま

からして、それ、独自の判断を下されるわけでありま。それは同一の恐らくケースが二つの裁判所に提出されて、一つの裁判所によつて有罪と認定し、他の裁判所において無罪と認定されたがごとき場合があると、異なつた訴訟でありますから、そのそれ、その裁判所が独自の御判断においてそれぞれ独自の判決を下される、さうなことに相成ると思ふのであります。

○伊藤修君 あなたは私の言うことがわからないのですか。(ごまかしてゐるんだよ、ナチスだと呼ぶ者あり)私のお聞きしてゐることは、いいですか。暴力行為をしたという、構成員が暴力行為をしたと、だからその団体は破壊活動をする団体だと認定された場合ですね。それによつて解散命令その他第四條に定める規制処分をしたと、こういうのです。そういう決定を通知したあとで、通知したあとで別に訴訟も何も起らない。決定を通知したあと、そのまゝの決定を通知したと、そのまゝの決定は有効でしよう。そのときにたまたまその破壊活動をしたという団体の構成員が刑事裁判所において無罪の判決を受けたという事になれば、そういう破壊活動をしていない、暴力行為をしていないということになるのじやないのですか。公明正大な人だということになる。その事実を基礎としてその団体を規制してしまつたのですよ。そういう決定を出してしまつたのです。その場合にどうするか、こう聞いてゐるのです。

○政府委員(關之君) お尋ねの点については、やはり先ほどお答えしたごとく、二つのその事実に対する認定權者が違ふのでありますからして、あと

の刑事事件が或いは無罪になつても、前のほうには影響いたさない。前のほうは前のほうで若し訴訟が提起され、そこで確定したものでありますれば、そのまゝそこで確定した、かようなことに相成るのであります。(ナチスだ、ごまかしてゐる)と呼ぶ者あり。

○伊藤修君 そんなばかな議論は議論になつていないですよ。あなたはそんなことで以て委員会が通ると思ふか。わからなければあとで答弁されてもいい。それでは答弁になつていませんよ。

○政府委員(吉河光貞君) 御質問の点につきましては、後に法制意見長官なり、或いは法務總裁から更に重ねてお答えいたします。

○伊藤修君 間違つた答弁で押付けるということはこれは侮辱するものであります。

本條の第一項の、「当該団体が継続又は反覆して将来さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行う明らかなおそれがある」と認めるに足りる十分な理由」と、こういう表現を用いることの具体的な一つ説明をお願いいたします。

○政府委員(吉河光貞君) 具体的なる例は現実の問題でございしますが、たとへていたしまして一つの設例を設けることにいたします。特定の団体が暴力主義的な破壊活動を行うことによつて政治目的を達成するといふような一つの運動方針を成立いたしました。この運動方針に基きまして、過去におきまして暴力主義的破壊活動をやるといふ意思決定を以てそういう行為をやつたと、更にこの運動方針を持続堅持いた

しまして、さういふ暴力主義的破壊活動を将来も繰返すといふような事実が、危険性が証拠によつて認められる場合におきましては、これに該当する一つの例になるのではなからうかと考へております。

○伊藤修君 そういたしますと、第九條の第二項の、公安調査庁の長官が処分請求書に添附すべき証拠として、実証すべき事項として、これらの事項についても証拠を添附することになるのかどうか。

○政府委員(吉河光貞君) 御質問の通りでございます。

○伊藤修君 次に「地域」と、こういう表現が用いられておるようですが、この「地域」は例えば日本全国と、こういうふうに規定しても差支えないのですか。

○政府委員(吉河光貞君) 結局この地域の定め方は「必要且つ相当な限度」において定められなければならない。その基礎は当該団体の活動範囲というやうな点を基礎といたしまして行政上の区画によつて定められるといふように考へております。

○伊藤修君 行政上の区画によつて定めるといふことは、この法文において明らかになつていないのですが、漫然ただ「地域」といふ表現では広きに失するのではないか。これは何らかその点の明示すべき必要があるのではないでしようか。

○政府委員(吉河光貞君) 御質問の点は御尤もであると思ふのであります。が、御承知の通り四條におきまして、「そのおそれを除くために必要且つ相当な限度をこえてはならない」といふように謳つてありますので、地域

が必要最小限度の範囲において定められると考へておる次第でございます。

○伊藤修君 本條において集團示威運動、それから集團行進、公開の集會、こういう區別をしておるのですが、これを例へば規制する場合において、集團運動はなしてはならない、或いは集團行進はなしてはならない、若しくは集團集會はなしてはならない、こういうふうな個々別々な規制をなさるつもりですか。法文の書き方から見れば、一つ／＼獨立しておりますから、そういうことはなし得ると思ふのですが、その点はどうですか。

○政府委員(關之君) この場合におきましては一号で申し上げます、「当該暴力主義的破壊活動が集團示威運動、集團行進又は公開の集會において行われたものである場合においては」とかように書いてあるわけでありまして、従いまして個々に考へるのが建前でありまして、例へて申し上げますならば、当該暴力主義的破壊活動が集團示威運動と公開の集會で同時に行われるという場合には、次の規制のあれとして集團示威運動と公開の集會を併せて禁止するというのが考へられるのであります。考へ方としてはそれ／＼かように挙げたものを個々に考へて、個々に規制して行く、かように考へておる次第であります。

○伊藤修君 今の御説明によると、結局この法文の書き方からいたしまして、個々に規制することができると考へられるのですが、例へば集團行進というふうなものは、集團公開を前提としておる場合がありますが、そういう場合においてたゞ集團行進だけを規制して公開のほうを規制しないというこ

とになれば不合理な結果になると思ふのですが、そういう場合において両者を一括してやられるつもりですか、或いはその場合において個々に、例へば集團行進だけをまとめて、集團公開は野放しにする、こういう考へ方ですか。

○政府委員(關之君) お尋ねの点につきましては、一号に書いてあります。当該暴力主義的破壊活動が集團示威運動、集團行進又は公開の集會において行われたものであるか否か、かような一つのことを基礎に置きまして、そのおそれを除去するために必要且つ相當な限度」という四條の但し書きのことを基本的に置きまして、これらの両方を総合的に考へまして必要である最小限度において、この三者のうちの一つ或いはその前のことまで規制するということにならざるかと思ふのであります。

○伊藤修君 本法において公開ということが特に表示されておりますが、例へば非公開の集團集會の場合は適用にやらないことになるのですか、それによつてこの目的が達成されるのですか。

○政府委員(關之君) 非公開の場合は規制の対象とはいささないのであります。これは暴力主義的破壊活動の行われる形態は種々さまざまのものがあろうかと考へるのであります。併しなからこの四條の団体活動の制限として行つた規制につきましては、ここに掲げたような一号、二号、三号の範囲に限定して規定したしておるのであります。

○伊藤修君 それは以てのほかではないですか、一体破壊活動するやうな活動というものは公開の席で行ふことは

むしろ少い。非公開において行われることが最も多い事例であらうと思ふのです。然るにその非公開の場合はこの法律は頻りに通つて行つてしまふ。公開でやる場合だけを規制してしまふ。それは頭隠して尻隠さず、何ら法律の目的は達し得ない。この点において全部抜けてしまふのではないのでしょうか。非公開で／＼やつておつて、あなたたちの一番恐れるところの破壊活動というものは、非公開で決定されて推進されて行くということになれば、何にもならない。そういうことを特に法律で教えるやうなものです。この法律はその点においては穴抜けになつてしまふのです。如何ですか。

○政府委員(吉河光貞君) お答え申し上げます。制限的な規制処分をなす場合におきましては、只今のような団体の對外的な活動といたしまして集團示威運動、集團行進或いは公開の集會を規制する場合もござります。又機關誌の発行を停止するやうな場合もござりますが、これと関連いたしまして、少くとも暴力主義的破壊活動に關與した特定の役職員又は構成員に当該団体のためにする行為をさせることを禁止することができ、この程度の制限的な禁止処分を以て団体の規制を行ふ、どうしてもこういう規制処分では賄えないというやうな事態になりまして、それが六條の要件を充たす場合におきましては、団体の全面的な活動禁止処分を下す、こういうやうな建前にしておるのであります。

○伊藤修君 六條の最後の解散の指定を宣告する場合はそれでよろしい。指定を宣告するに至らざる第四條によつて規制しようという場合においては、

主たる目的が底抜けだと、こう言うのです。立案の場合においてそういうことを考へなかつたかどうか、こう言うのです。

○政府委員(關之君) お答えいたします。一号、二号におきましては団体の外面的な危険な活動を防止するやうに考へて、それだけの範囲に限定しております。内部的な問題になりまして、そこに／＼な複雑な問題が生じますので、この程度の外面的な活動の規制だけにとどめておくのが妥当である。同時にこの三号の措置があるのであります。この一号、二号、三号の各号にござります規制をそれ／＼「必要且つ相當な限度」においてこれをいたしますならば、団体の活動としての制限、その団体の全体としての存続は認めらるが、たゞ部分的な制限だけを認めるというこの第四條の法の建前から見ますと、一号、二号、三号の各号にござります規制措置を必要且つ相當な限度において運用いたしますならば、この点目的を達するものであると、かように考へましてこのやうな規定にいたした次第であります。

○伊藤修君 一部の目的を達成することを以て満足されれば結構です。併し声を大にして本法をどうしても通さなければならぬとおつしやるならば、こういう点も考へなければならぬと、こう言うのです。

次に集團示威運動、集團行進、公開の集會、こういうことを規制する結果といたしまして、若し労働組合がこの規制処分に會う場合においては、労働組合若しくはその他の労働關係の法規に基いて與えられたところの労働運動というものは全面的に禁止される結果

になり、いわゆる労働法關係とこの本法との競合をどう措置するか、その場合においては、この本法によつて、労働法によつて與えられたところの労働組合の權利というものは、すべて制約される結果になつても當然仕方がない、こういう考へ方か、その点について。

○政府委員(吉河光貞君) 先般來法務總裁からも御答弁申し上げた通り、現在の労働組合がこの法案に規定してありますやうな暴力主義的破壊活動を行ひ、更にそれに繼續又は反覆して将来又これを行ふやうな危険を持つてゐることは到底想像できないのであります。万が一かやうな活動を行うやうな場合におきましては、それはその実体が最早労働組合ではなからう、若しかやうな場合におきまして本法の規制処分が發動されまして、その団体の活動が制限されるということは止むを得ないことであると思へば、この第一の点でございます。

○伊藤修君 あなたの頭はもう少し解がなければいけません。いいです。世の中に一つもないはずですよ。おおよそ団体組織して公然として社会活動をする以上はそんな団体があるはずがないのです。勿論法務總裁がおつしやる通り、そんな団体、組合なんというものはあるわけがないのです。併ししたま／＼構成員のうちで一部の人がそういうことを行なつた場合において、それによつて認定されるのです。認定権をあなたたち持つてゐるので、そんな団体はないはずだが、認定されれば仕方がない。その認定された場合においてどうなるのかというので

す。そんな違法なことをする団体があらうはずがないのです。不幸にしてあなたたちの独裁によつて認定された場合に、その組合というものは憲法によつて與えられたところの労働者の権利というものが全部制約される結果になるのじやないかと、こう言うのです。それは本法と労働関係法規との競合をどう調整するのか、それはもう顧みないのだ、あなたの最初に言うそんな暴力団体には権利は與えないのだと、こゝろに言ひ切つてしまふのかどうか。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。公然と社会に活動されている労働組合の構成員がたゞ、暴力主義的な破壊活動を行なつたということをとらえまして、この法案による規制をかけるということは絶対にあり得ない事実であると確信しております。

○伊藤修君 絶対にあり得るのですよ、それは。あなたの過去のお取扱いの方法から言いますならば私は信頼できない、又国民も信頼できないと思えばこそ本法について声を大にして反対をしておるのです。

○羽仁五郎君 法務総裁どうしたのですか。

○委員長(小野壽夫君) 今止むを得ざる用事で出ております。

○伊藤修君 本條第一項に列挙してあります規制処分ですね、これは法文の書き方から言へば一回限りのようにも見えるのです。併し二回、三回と行い得るとも又解釈上出て来るのですが、この点はどうですか。

○政府委員(關之君) お尋ねのごとく、この條件に該当いたします場合にはおきましては、一回のみならず、場合

によりましては二回もかけるものとかうに考へております。

○伊藤修君 そういたしますと、本法においていふゆる過去におけるところの日本の官庁のあり方、即ち壓迫的の何回もやつて、無限にとにかく抑圧されるという虞れがあると思うのです、その点はどうですか。

○政府委員(吉河光貞君) 只今關政府委員からお答え申し上げました通り、継続又は反覆して団体の活動として暴力主義的な破壊活動を行う明らかな虞れが認定されますならば、これは規制を繰返すこともやむを得ない建前になつております。

○伊藤修君 恐るべき結果であると思

次に、第一項第二号に「機関誌紙」とありますが、これは特定の団体が発行するものは包括的に機関誌紙として名前の如何にかかわらずそれを禁止するという趣旨になるのか、或いはその特定の題号のものだけということになるのか、先ずその点を伺いたい。

○政府委員(關之君) 「団体がその目的、主義、方針等を主張し、通報し、又は宣伝するために継続的に刊行する出版物」でありまして、特定の題号を持つたものだけに限定されておるわけではないのでありまして、要するに継続的に刊行する出版物はその目的、主義、方針等を通報する、かような内容を持つておるものであります。

○伊藤修君 今のお答によりましてこれを禁止するという結果になると思ふのですが、例えばパンフレットを出

すということも、これを月に二回出すとか一回出すとかいうことになれば、継続という一つの概念で応用されますから、これを禁止するという結果になりまして、すべてその団体が発行するものは一切合切禁止するという結果を招来するのではないですか、余りに広きに失し、又法文の立て方から言つても非常に不合理ではないですか。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。ここでは、例えば団体がいろいろな出版物を刊行いたしております、そのうちで機関誌紙として特定の機関誌紙が問題になる、その機関誌紙を発行停止処分をする、その機関誌紙と実質的に同一なものは発行できない、だがそれ以外のものは発行できるといふような建前になつておるのでござ

いまして、例えば一つの機関誌紙を特定の題号を以て発行しておる、これが禁止されると題号を変えただけで、その他紙面の内容、体裁すべてが同一のものを行つてよろしいかという、それは実質的に見て同一のものであれば、それは発行できない。併しそれ以外に理論雑誌を発行しておる、パンフレットを発行しておるというやうなもの、機関誌紙が発行停止されました場合には、機関誌紙が発行停止されなかった場合においても、そこまでは及ばない、かように考へておるのでございます。

○伊藤修君 そうするということと体裁によつて区別できるわけですか。いわゆるタブロイド版が新聞紙一ページ大になり、二ページ大になるという形式によつて区別するわけですか。

○政府委員(關之君) 二号の規制処分は当該暴力主義的な破壊活動が機関誌紙によつて行われた場合において、その当該機関誌紙に対して行つた規制でありま

す。従いまして、問題はその機関紙の同一性の判断をどこでするかということに相成るのであります。これにつきましてもは実質的な意味におきまして、その機関紙に同一性があるか否かという点によつて判断いたさなければならぬのでありまして、題名だけで以て、それが同一であり、異なるというふうには、それだけで断定できない問題であらうと思つております。その目的、主義、方針の主張の内容であるとか、或いは又発行の回数であるとか、或いはその出版物の団体における役割とか機能とか、各種のものを総合的に包括いたしまして、前の機関紙とあとの機関紙とが同一性があると認定すべき問題だと考へておるわけでありま

○伊藤修君 吉川君の答弁と關君の答弁とは捕提しがたい。要するに私は機関紙の同一性について伺つておるのですが、どこに基準を置くのか、こう言うのです。あなたたちは漫然、あなたたちが神様みたいに認定すればいいというつもりがあるからそういうことを言つておるので、受ける国民側に立つて見て御覽なさい、どこに基準を置いてこれが制約されるのかということが一歩知りたいところなんです。だからその基準をはつきりなさつて頂きたい、いわゆる機関紙の同一性というものに対してはつきり法文で明らかにするか、少くともあなたたちの答弁によつて明らかにするか、いづれかしなくてはよりどころがないんです。だから形式において同一性を認定するのか、内容において認定するのか、題号によつてはしないとおつしやるのか、いわゆる刊行の度数によつてするの

か、どこかに基準を置かなくてはならぬと思ふのです。ただあなたたちの認定だけに任すということは危険極まる話です。

○政府委員(吉河光貞君) 御質問の趣旨よくわかりました。次回に認定の基準を明らかに御答弁いたします。

○伊藤修君 次に現在書店などで以て自由に販売せられておるところのマルクス、レーニンとかいう著書、或いは共産党の宣言書、そういうようなものはどういふことになるのですか。

○政府委員(吉河光貞君) それは機関誌紙ではないだろうと考へております。

○伊藤修君 いや本條によつてそれをどういふふうに認定して行くかということ。

○政府委員(吉河光貞君) 單行本として……

○伊藤修君 單行本ではないですよ、それに書かれておるところの考え方というものが宣傳用に供せられて、それは延いて以て機関紙と同じような効果を生ずることにはなりませんか。

○政府委員(關之君) 機関紙は団体が継続的に刊行するということが要件でありまして、たゞ、他で出しておるものを利用するということは機関紙に當らないと思つております。

○伊藤修君 それでは第三條の場合においてどうなんですか。

○政府委員(吉河光貞君) 第三條の場合には全然問題が變つて来ると思ひます。

○伊藤修君 第一項の第一号の場合です。

○政府委員(吉河光貞君) そうでございます。これは日本において現実に内

乱が行われ、又は行うことの正しいこと、或いは必要なことを執筆者が自分の意見として主張した、さような文書を印刷したり頒布したりする行為を捉えておるのであります。これがどうい

う形で行われるか、場合によりましては機関誌紙によつて行われる場合もあると思ふ。さような場合においては機関誌紙がこの第四條の問題として問題になる、かように考えておるわけであり

○伊藤修君 いわゆる四條の場合にそういうふうな考えられるかも知れませんが、第三條の第一項の一号のハの場合においては、衆議院においては修正されませんが、その場合にも問題になつておるんですが、その中に入るのか入らないのかどつちですか。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。一回限りという文書を印刷頒布しても、このハの文書の印刷、頒布になると考えておりますが、これが機関誌紙の上で行われたという場合におきましては、四條の機関誌紙が問題になる場合がある、かように考えておる次第であります。

○伊藤修君 今の御答弁でちよつと三條の一項、一号ハの場合の御説明にはちよつと欠けておると思ひますが、又あとにお尋ねしたいと思ひます。

もう一つ四條で問題になるのは、機関誌の発禁ですが、先ほどの御答弁によつても無限にこれを繰返されるとかいう虞れもあるのですが、憲法によつては結局言論の自由ということが明らかに明記されておるのですが、然るに公共の福祉という一つの概念から捉えて来て、ここでこれを制約しようといふのですが、事実上私はこの憲法の言

論の自由というものは個々の点において、非常に制約を受けるのじやないかと思ふんですが、憲法との関係はどうですか。

○政府委員(關之君) その点につきましては第三條に掲げますように、第三條のうちの一項のロ又は二のハの行為は、もとより言論であるとか出版等の形において行われることが多からうかと思ふのであります。それでそれらの点についてこの法案において規定いたしました、或いは刑罰規定を設けておるのであります、その意味におきましては言論と出版に対して制限をなしておるわけでありまして、この点につきましては、この第三條の第一項、第一号のロ又は二のハに掲げるような、かような行為の言論及び出版というものは、例えて申しますならば、内乱の行為の主張であるとか、或いは政治の目的を以てする殺人、強盗、放火というような、極めて悪質な犯罪をおとるところの、或いはその実行を主張するところの危険な言論であるわけでありまして、でかようなものが繰返されて行きますと、恐るべき実害の結果が発生するのであります。そこで政府といたしましては、かような現下の事態に鑑みまして、危険な言論、出版等のごときは、それらのこと

で駆立てられて恐るべき実害の結果が発生するまで手を拱いて待つていいか悪いか、公共の安全を確保する上から見まして、果してこれは言論の自由である、出版の自由であるといつて、その実害の結果が惹起されるまで待つていいかどうかという問題になると思ふのであります。政府におきましてはこれらの点について考慮いた

しまして、公共の安全を確保するにはやはりこれらの行為、言葉、或いは出版物に対しては所要の規制を加えなければならぬ、かようなふうに考えまして、第三條に掲げるようなこのよう

な恐るべき実害の行為についての言論、出版物により、あおる行為、或いはこれを唆すような行為というやうなものに對しましては、これを規制するの憲法の公共の安全を確保する上から見て、誠に止むを得ないところである、従つて又憲法も認めるところである、かように考えておる次第でございます。

○伊藤修君 この点に對しては重大問題ですから、序でに又御質問申上げます。

第四條の第三号ですが、特定の役員又は構成員がその当該団体のためにする行為を禁止するといふのですが、当該団体外の行為については勿論禁止なさらないのですか、その点。

○政府委員(吉河光貞君) 御質問の通りでございます。

○伊藤修君 第五條の「役員又は構成員」とあるのは、これは処分を受ける当時の役員を指すのだと思はれるのですが、その後においての役員は含まないのかどうか。

○政府委員(關之君) これはもとより「前條第二項の処分を受けた団体の役員又は構成員」と書いてありますから、この條件に當るものは全部入るわけでありまして、従つてお尋ねのその後のものもこれは入るものと考えております。

○伊藤修君 今の点の御説明もう一度伺いたいのですが……

○政府委員(關之君) 第五條は、「前條第一項の処分を受けた団体の役員又は構成員は」とかように書いてあるわけでありまして、従ひまして御尋ねのやうにあつたら参りましたも、団体の役員又は構成員であつたものは、「いかなる名義においても、同條第二項の規定による禁止を免れる行為をしてはならない。」ことに相成るのでございます。

○伊藤修君 どうもこの書き方においては、そこまで解釈ができるかどうか、ちよつと疑問に思ふのであります。なお私のほうで研究いたしますが、あなたのほうでも研究して頂きたいと思ひます。

次に「いかなる名義においても」「禁止を免れる行為をしてはならない。」といふのですが、その「いかなる名義」といふことはどういふ趣旨か明らかにして頂きたいと思ひます。

○政府委員(關之君) この第五條の趣旨といたしましては、要するに第四條の第一項の処分を免れる、それに対する脱法行為を禁止する趣旨であるわけでありまして、従ひましていろいろの言辭を設けまして、それに免れる行為をいたすな、かような行為を五條によつて禁止いたしましたので、第一項の処分の履行を確保いたしましたのであります。さような趣旨でありまして、その意味におきまして、いろいろの言辭を設けまして各種の行為をする、かような意味合いのことを「いかなる名義において」といふふうに表現いたしました次第であります。

○伊藤修君 どうもあいまいですね。若しその団体の役員を辞任いたしましたして、別個の団体の役員になり、若しくは新しく団体を作つて、そうし

て活動をするという場合において、果してその「いかなる名義においても」の中に包含されるかどうか、そういう疑義が出て参りますけれども、それはどうして区分するか。

○政府委員(吉河光貞君) 第五條の「禁止を免れる行為」とは、第四條第一項の処分を受けたあとにおきまして、表面同條第二項の違反となることを避けながら、而もその禁止されてい

る行為を事実上行なつたと同じやうな効果を挙げる行為といふやうに抽象的にはお答えができると思ふのでござい

ます。結局表面上は禁止されている行為と同一の効果を挙げるやうな行為を行つておるやうなことが禁止されてい

るわけでございます。団体の役員又は構成員が団体の活動として行つた場合は勿論でございます。

○伊藤修君 それは抽象的にはさういふことが言ひ得るかも知れませんが、實際問題といたしまして、いわゆる当該団体の役員を辞任いたしましたして、別個の団体を構成し若しくは他の団体に加入いたしました、そうして示威運動をするとか、或いは集会をするとかといふやうなことがあつた場合において、それが第四條の規制事実であるからといつて、その役員が新しく入つたために、その団体が活動できないといふ、いわゆる五條によつて「いかなる名義においても」という中に包含されるからでないかという認定をされたならば、その役員はもう日本国中どこに行つてもさういふやうな団体には加入できないといふことになつてしまふ。さういふ虞れがあると思ふのですが、この点に對してどうい

あいまいな字句を使わずに、もつと明確な表現方法はないものかどうか。

○政府委員(吉河光貞君) 脱法行為の設備でござりますが、当該破壊団体のついて禁止された処分の内容である行為を、他の団体が行うような場合に、その破壊団体の役員又は構成員が脱法の目的がなければなりません。その脱法の目的で多数又個人の資格で参加する、そうして行なう行動によりまして、おのずから破壊団体が当該禁止行為を行なつたと同じような効果を挙げられる場合が設例の一つに数えられると思うのでありますが、この五條は個人に対する禁止規定でございまして、これによつてそういうような脱法行為をした役員又は構成員であつた個人が処罰を受ける脱法行為でありますから、飽くまでこれらの当事者に脱法の目的がなければならぬ、かように考へている次第でございまして、これは現在多数の立法例におきましても、かような脱法行為禁止の規定をそれと規定してある事実も参考となるものと考へている次第であります。

○伊藤修君 これは他の法令においては「いかなる名義においても」こういうあいまいな表現は用いてないのです、だからよくわかる。本法においては「いかなる名義を用いて」は、これはお尋ねしなくちゃならぬ。それは成るほど構成員が、甲という団体名を以て禁止されたから、乙という団体名義を以てその構成員だけで構成するのであれば、明らかに脱法行為の目的を以てと、こういう認定ができるでしょう。そうでなくしてたま／＼先の破壊活動をする団体だと認定されたその団体の役員をしておつて、而も反対を常に表示しておつた、そういうことを禁止しておつた、然るにたま／＼その団体の認定が破壊活動をする団体だといふ結果になるのか、かような団体には自分自身は属してゐることはできなからうと言つてよその団体に行く、そういたしますと、その人はその他の団体に就いて活動をする場合において、やはり免れる目的を以てということに容易に認定される虞れがある、又一人の場合にはそうではないかも知れません。が、相当多数の役員が他の団体に移動した場合においては、恐らくあなたたちのお手許では、いわゆる脱法行為だと言つて禁止されることになる、そうするとそういう役員の入会、入会というものはすべて拒否されるということになる、その人は個人的においてはもとよりのこと、日本においてはすべての役員になることはできないという結果をもたらすのじやないかと思ふのです。

○政府委員(關之君) 第五條のこの用語例でありますが、「いかなる名義においても」というこの表現は、今日の脱法行為を禁止する各種の立法例におきまして、おおむねそのような言葉を使つておるのであります。たとへて申上げますならば、農地調整法或いはいわゆる独占禁止法、物産統制令、事業者団体法、利息の制限法とか、これらの法令におきましては、いずれも何らかの名義を以てするとか、或いは如何なる名義を以てするを問はずとかいうような例がありまして、それらの例にならぬように、第五條の「いかなる名義においても」という用語を用いた次第であります。要するに先に申上げたごとくに、第五條は第四條第一項の処分の履行を確保するために、これを裏のほうから規定したものでありまして、脱法の意思を以て第四條第一項の処分を受けておる、それを免れる目的を以てその裏を潜つてなす行為、これを禁止するわけでありまして、従いましてこれは各各／＼の今までの立法例等に照らして見まして、その範圍はおのずから定まつて来るものと思ふのであります。

○伊藤修君 設例の場合のときは、それはその前後の條文、その立て方において明らかにわかるのです。本法の場合においては、この條文の立て方では相當の疑義を残すと思ふのですが、後に又重ねて御質問を申上げます。この第五條と第四條の第二項とは大体同趣旨の規定に考へられるのです。まあ少しく表現が違ふのですが、これは重ねてこういう條文を二つ立てる必要はないように思ふのですが、どうですか。

○政府委員(關之君) お尋ねの御趣旨は、四條二項と五條とは同じ規定ではないかという御趣旨と拜承いたしますが、これは私どもとしては異なるものであると考へてゐるわけでありまして、第四條の二項のほうは、第一項の処分が効力を生じた後は何人も当該団体の役員又は構成員として処分の趣旨に反してはならない。これは正面からその当該団体の役員又は構成員に、処分の趣旨に反してはならないといふことを規定したものであります。併しこれだけでは實際の問題といたしまして、各種の逃げ道を設けてしまつて、これらの処分を免れる行為を行うことが考へられるのであります。先ほど局長より申上げた設例のときはその一つであります。さういふものはこの四條の二項では十分に抑へ得ないのでありまして、そのために第五條を設けた次第であります。

○伊藤修君 第六條の本文の第一項で「将来さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行う明らかな理由がある」と認めるに足りる十分な理由があり、これは非常な広い意味な規定であります。この標準を具体的に規定する必要があるのではないですか。

○政府委員(關之君) 第六條の解散指定の條件といたしましては、一、二、三、三に掲げるような暴力主義的破壊活動を行なつた団体、一、二、三又は反覆して将来さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行う明らかな理由がある」と、かような條件をしぼつておるのであります。而もなお且つ後段におきまして「第四條第一項の処分によつては、そのおそれの有効に除去することができないと認められる」ととき、かようなふうに條件を附加しておるのであります。解散の指定の趣旨としましては、かような條件で十分であると考へてゐるわけでありまして、

○伊藤修君 同條の第二号の未遂罪については障害未遂と中止未遂と両方とも含んでおる意味ですか、どうですか。

○政府委員(關之君) これは解釈としては両方含んでおるわけでありまして、ここだけの解釈では両方含んでおるのではありませんが、第六條の本文の「且つ」以下に「第四條第一項の処分に」以下に「そのおそれを有効に除去すること」ができな」と認められる」ととき、はとしようふうにありまして、將來のおそれを除去するといふ観点から規制の前提になるわけでありましてからして、その点を考慮いたしましては、又おのずから判断が別になつて来るだらうと思ふのであります。

○伊藤修君 ちよつとそれは不合理じやないでしょうか。障害の未遂の場合には勿論當然含まれると考へてもよろしい。中止未遂の場合においては含むべきものじやないでしょうか。例え刑法第六條の強姦罪及び同法の百十七條第一項前段、強姦物破罪、又本法の第六章の罰則においてもこうした中止未遂については処罰していないのです。にもかかわらずこれがいやゆる規制の原因となるという考へ方はおかしいと思ひます。

○政府委員(關之君) お答えいたしました。中止未遂は御承知の通り、自己の意思によつて犯罪の遂行に着手しながら中途においてこれをやめたものであります。かような中止犯につきましては大体將來破壊活動を實際上反覆して行ふといふような虞れが認められない場合が多いのではなからうか、併しなから、その中止の動機となるものが本人の意思にかつておるものが、その意思は本當に実行を放棄してしまつたと認められるような動機であるか、或いはたゞ／＼何らかの障害を、外部的な障害ではございせんが、自己の意思を強上げて犯罪を中止したといふような、中止の動機にもいろいろあるのではなからうか。大体は中止犯の場合には、明らかに將來これを反覆するといふ虞れが認められない場合が大部分

不可能な処置でありまして、より他の別途の強力なところの方途が用いられなければならないとか、いろいろなことに問題が生ずるのであります。それで人の実体的な、実質的な結合といふものに對しましては、この法案としては特別な措置は考へない。その点では言わない。そこで解散といふこの効果といふことは、七條、八條、九條のこの効果だけが發生する。さうな意味合におきまして、言葉の意味としては解散といふ言葉は或いは不適当かも知れませんが、従来の用語例から見ても、ほかの一般の用語例から見ても、やはりこの言葉を探らざるを得なく、解散の指定といふ言葉を使いまして、七條、八條、九條の効果が出來ることになるのであります。九條の財産の、これは全部この当該団体の自主的な処分任すのであります。勿論それが法人である場合でありますならば、それは法人の解散の手続に従つて行われ、その他の場合でありますならば、全くその団体の自主的な任意の方法によつて財産の処分の方法が行われるのであります。

○伊藤修君 この点に対しては非常に不親切だと思ふ。えてして、いわゆる意思に基かずして政府の命令によつて解散する、こういう場合において解散しつ放しにしておいて、あとのことは野となれ山となれという形では非常に不親切じやありませんか。これに對する財産上の監督権、或いはそれに対するところの責任者とか、清算の方法とかいふもの、やはり基本的なものは指示すべきでないでしょうか。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。解散の指定を受ける団体が法人である場合におきましては、その解散の指定という行政行為が訴訟上争う余地がなくなつたときにおきましては、これがいわゆる法人解散の理由となるのであります。法人以外の団体に對しまして、その活動を全面的に禁止する行為とか或いは当該団体の財産若しくは事務整理に通常必要とされる行為は残されるわけでありまして、さてその団体の財産に對して、あせいでいふことと立入つて解散の効果を及ぼすといふことは安当でない。飽くまでこの財産は団体関係当事者の任意の処分によつて、整理清算をすべきものであり、さういふような考えから、さういふ規定をしたのでございまして。

○伊藤修君 それならば終いの顛末を報告しようといふところまでタツツしないでもいいじやないですか。ほつたらかしなら飽くまでもほつたらかしにしたらどうですか。お終ひだけは括つて報告しようといふてゐる。そしてこの報告は一体誰がするのですか。その当時の役員がするのですか、それとも完了当時の役員がするのですか、それはどうするのですか。

○政府委員(吉河光貞君) これはもとより財産の整理を終了した当時の役員、その団体の責任者において顛末を報告することに相成ると思つてわけです。

○伊藤修君 十條の規定について政府の御説明では不告不理の原則を採用してゐるのですが、この場合において一事不再理の原則は採用するのかしないのか。

○政府委員(關之君) 御質問の御趣旨

がちよつとわかりかねるのですが、どういふ事例でありますか。

○伊藤修君 あなたは法律家ですからそれくらいなことはわかるのじやないですか。不告不理の原則を採用してゐると説明されておるでしょう。然らば一事不再理の原則は採用しないのかどうかといふことなんです。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。御承知の通り団体に対する規制処分は、規制の請求をする現在の状況を基礎にして請求するのであります。規制をなすとき、將來その団体が暴力主義的な破壊活動を行う明白な危険性があるといふことを理由にして規制をするのでありますから、一事不再理といふことは問題にならないのであります。

○伊藤修君 そんなことはないでしよう。それは新しく時々刻々として起つてゐるその状態について、個々別々に取上げて以つて問題に供するといふことはあり得るでしよう。それはあんなたちの任意です。併しすでに問題になつたことが何らかの理由によつて不處理になつたといふ場合において、その問題を再び取上げることができるといふかといふことが一事不再理のことです。問題にならんとすることはいいでしよう。問題になるじやないですか。不告不理の原則を採るといふなら一事不再理の原則を採るか採らんかといふことを明白にすべきだといふのです。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。過去に行われた犯罪事実につきましては、一事不再理ということも刑事訴訟法上考えられると思つております。併しながらここでは破壊的な

団体が即ち過去において暴力主義的な破壊活動を行つた団体が將來更に継続又は反復して暴力主義的な破壊活動を行う虞れが現在認められなければ規制の請求をすることができないのでございまして、認められる以上は規制の請求をすることができるといふ建前になつております。従ひまして一事不再理の原則は働かぬ余地がないものと考へております。

○伊藤修君 働かぬ余地がないといふことは、あなたは暴言ですよ。私の聞いておるのは、すでに一遍審理の対象となり調査の対象となり委員会に仮に廻された、或いは審理の対象にまで進んだ、最後においてものにならなかつたといふ、それは否定された、問題から除去されたといふ場合において、再び同一事項を取上げて以てできるかどうかといふのです。新しい事項であるときは取上げるのは當然なことですから。それを一事不再理といふのです。刑法のみに一事不再理の原則を適用するといふなら、なぜここで不告不理の原則を適用するのと言つてゐるのです。刑法理念と同様にあなたたちは説明してゐるのではないですか。してみますれば不告不理の原則を適用するならば、一事不再理の原則をもここで活用しなければならぬと言ふのです。國民はすでに解消して用なしと認定された事項を、又あなたたちの考え方によつてむし返されては困るのです。その意味において、私は聞いてゐるのです。別個の事項によつてあなたたちが再び起訴しようが取上げようが、これは別問題です。そうでなくて、同一事項を再び繰返して取上げようかどうかといふのです。それを一時不再理と言

つてゐるのです。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。団体の規制をすることの請求をするためには、その原因なり條件が四條、六條に規定されております公安審査委員会におきまして審理の結果、当該団体が暴力主義的な破壊活動をしたのではない、これは当該団体が団体活動として暴力主義的な破壊活動を過去において行なかつたものではないといふような理由で請求を棄却した場合におきましては、勿論この委員会の決定は尊重されなければならない。従ひましてこれはさうではない、確かにその団体は過去において暴力主義的な破壊活動を行つたのだといふようなことをむし返して、再びこれを請求するといふようなことは、折角委員会と公安調査庁と二つに分けた建前と相反するものであらうと考へております。

○伊藤修君 お答えは簡単ですよ。一事不再理の原則を採用するかどうかといふことを聞いてゐるのですよ。それはどうです、はつきり言えないのですか。言えなければ次回の答弁でもよろしい。

○政府委員(吉河光貞君) 只今御説明申し上げましたような……

○伊藤修君 ようではわからない。何遍言つたらわかるのですか。あなたは法律家ですから、法律的に一事不再理の原則が適用できるかどうかといふ御答弁をなさればいいのです。御答弁できなかつたら次回までに勘考して答弁して下さい。

○政府委員(吉河光貞君) 先ほどから御答弁申し上げました通り、いわゆる刑事訴訟法上の一事不再理の問題ではないといふことをはつきり御答弁申し上げ

ます。

○伊藤修君 刑事訴訟法のことを聞いて
いるのではない。刑事訴訟法上の不
告不理の原則を適用するというから、
一事不再理が適用するかどうかと聞い
ているのです。それをああこうと言
いまくるうとして他の言葉を使う必要
はない。それがノーかイエスカだけを
言つて頂ければ結構です。

○政府委員(吉河光貞君) 公安審査委
員会で請求理由なしというような決定
が下りた場合におきましては、公安調
査官といえどもその決定に不服であれ
ば裁判所へ提訴ができるという建前に
なつておるのであります。

○伊藤修君 そんなことを聞いてい
るのではないのです。同一事件を再び繰
返してやるか、新しい事実を加えるなら別です。そうでな
くて同一事件を再び繰返してやるかど
うかというのを聞いています。

○政府委員(吉河光貞君) 同一事件と
いう場合であります。この規制の請
求をするためには一つの団体が過去に
おいて暴力主義的な活動を行なつた
という事実と、これに継続又は反復して
将来更に暴力主義的な活動を行う明ら
かな危険といふものが基礎になるの
でございます。従ひましてこれと全く同
じ事情をむしろ返して委員会に持ち込む
というようなことはあり得ないものと
考えております。

○伊藤修君 あり得なければ一事不再
理の原則は適用されるのではないかと
いうのです。それは適用あるのかない
のかというこの答弁をお願いする。
あなたが答弁できなかったら法務総裁の
出席を要求します。(その通り)と呼
ぶ者あり)

○委員長(小野義夫君) 速記を止め
て。

〔速記中止〕

○委員長(小野義夫君) それじや速記
をつけて……

○政府委員(關之君) 御質問の点につ
きましては、後日改めてお答えするこ
とにいたします。

○伊藤修君 第十一條ですね。この弁
解の期限というものは、一回にやるのか、
数回、何回でもできるという趣旨なん
ですか。

○政府委員(關之君) 第十一條は、こ
れは勿論最初の期日だけを通知するも
のであります。必要があれば審理官
において何回でも聞き得るものと考え
ます。

○伊藤修君 そうすると、この数回開
く場合においては、その都度本條によ
るところの通知報告をすることになる
わけですか。

○政府委員(關之君) これは民事或い
は刑罰のごとき厳格な勿論規定はして
ありませんが、出頭いたしました者に
対しましては、そのときにおいて本人
に通知して審理期日の通知をする、か
ようなこととして、手続を進めて行く
ことになつておるのであります。

○伊藤修君 そうすると、弁明の期日
の変更とか続行とかいうことはできる
かどうか。

○政府委員(關之君) 続行は勿論必要
があればできると思ひます。変更のほ
うにつきましても、審理官におきまし
て当該団体の意見を聞いて、どうもそ
の日は都合が悪いからというやうな話
があれば、勿論審理官が全責任を負つ
てこれは進めるものであります。さら
して、団体等の話し合いにおきまして適
当な日に変更できることとなります。

○伊藤修君 そういう事項はひとり基
本人権に関する重要な手続規定であり
ますから、法律で賄わなくちゃならん
わけですが、本法においてはそれが賄
つていないのです。政府の考え方とし
ては恐らく細則が何かで、省令で以て
賄おうというのでしようが、そういう
手続ができるということは、やはり基
本人権の基礎を犯すものですが、本法
においてなぜ明示しなかつたのです
か。

○政府委員(關之君) お尋ねのよう
なことはお尋ねのごとく、細則におい
て規定したそうと思つていたのであり
ます。

○伊藤修君 そういうことを細則で規
定するということは至大な關係を持つ
のですから法律事項であるとは私は考
へる、それ点はなお考慮して頂きたい。

○政府委員(吉河光貞君) 当該団体と
無關係に勝手に期日を変更したりする
やうな建前はやはり許されないと考
へておりますが、飽くまで弁解のチャン
スは当該団体のほうに知らせなければ
ならない、そういうやうな建て方で、
細則に規定して行きたいと考えており
ます。

○伊藤修君 私のお尋ねしておるの
は、別に当該団体と無關係の人が変更
するとか何とかというのを聞いてお
るのじやない。当事者が自己の権利保
護のために今日証拠が出せない、次回
ならば出せるという場合において、そ
の手続が法律に定めてなければ有力な
証拠を提出する機会を失う、従つて基
本人権に重大なる影響を及ぼす事項で
あるから、法律事項ではないかと言
うのです。なぜ法律から外してルールに
置つたかと、こう聞いておるのです。

○政府委員(關之君) お尋ねの点につ
きましては、他の行政委員会その他の
立法例を参照いたしまして、そのよう
な事項は規則を以て制定するのが相当
であると考えまして、いたしたのであ
ります。

○伊藤修君 それは相当じやないの
です。そういう事項は他の立法例でもあ
り得ない。殊に民事訴訟法の場合にお
いて、最高裁判所はルールで規定でき
るという最初の考え方を變更して、法
律事項としてすべて国会に委ねてお
る現状ではありませんか。そういうこと
をあなたが法律家としてお考えになる
ということは、ちよつと常識を外して
おりますよ。

第十二條の代理人の権限はどこまで
認めるかですね。

○政府委員(關之君) この法律におき
ましては、代理人は第十三條によりま
して、「弁明の期日に出席して、公安
調査庁長官の指定する公安調査庁の職
員(以下「審理官」といふ)に對し、
事實及び証拠につき意見を述べ、並び
に有利な証拠を提出することができ
る。」かやうな期日と、そうして第十六
條の二項に、「第十三條の規定により
出頭した者に意見を述べ、意見を與
え、かやうなふうの規定しているわけ
であります。それで法案としては、か
やうな権限は代理人も行い得るもので
あると考えておるわけでありませう。

○伊藤修君 そうすると、この代理人
は何ですか、いわゆるここに定めてお
る意見を述べ、証拠の提出といふこと
に限られておるわけですか、それとも
代理人が復代理人を選任するとか、或
いは調査官の出頭に対しまして、これ
を認諾する、認めるという権限も與え

られるのかどうか、その点はどうで
すか。

○政府委員(關之君) 復代理人を選任
することは、この法案の建前としては
認めておりません。又勿論審理の過程
におきまして証拠につきましての意見
の陳述、或いはそれを認めるというよ
うなことにつきましては、第十三條の
規定上当然代理人もできるものである
と考えております。

○伊藤修君 そのおしまいのところが
聞き取れなかつたのだが、いわゆる認
めることはできるのですか。

○政府委員(關之君) 第十三條の建て
方から見まして、証拠その他について意
見を述べ、そうして意見を述べること
ができるのであります。お尋ねのよう
にその証拠を認めるか、お尋ねのよう
に当然入つておることと思つたのであ
ります。きやうなことは団体側におい
て、若しそういうことを代理人に任せる
ものであるならばできると思つたのであ
ります。

○伊藤修君 そうすると、この代理権
の範囲といふものが法律上明確でない
といふことが大きな疑義を生ずと思
うのです。相手方の陳述、相手方の
提出した証拠に對しまして、組合の不
利益になるやうなことを代理人が認め
た場合をも代理権の範囲といふこと
になります。重要な事項を決定する
権限を持つことになりませうが、この
法文の建て方で果してそこまで解釈が
出ますか、いわゆる訴訟法上によると
ころの認諾判決を受けるやうな基礎を
形作ることもできるのですか。そこは單
に「意見を述べ」と言つておるのです

よ。意見を述べるといふこれを広く解釈して、相手方の主張をも認めるというこゝまで含まれるのですか、そういう解釈は出ますか。

○政府委員(吉河光貞君) 代理人の権限につきましては、只今閣下府委員からお答えいたしました通り、十二條、十三條、十六條等に規定いたしておりました。この範圍に限られる、代理人が事実並びに証拠について意見を述べることができるといふことが十三條に明記してあります。その意見の具体的内容としてさまざまの御意見が出ております。それらの御意見はすべてこの法案におきましては、事実並びに証拠に關する意見として取扱われる。でこれが公安審査委員会に提出されて、その審査の対象になる、かように考えておる次第であります。

○伊藤修君 私のお尋ねしておることをよくあなたに把握して下さい。そこに坐つておられるのですから……(笑聲)私の聞いておるのは、意見といふことの内容のなかに、相手方の主張を認諾する範圍まで含むのかどうかという事です。これは由々しい問題です。當事者の意見と食い違つた場合に、代理人がどう言つておると言つて、たま／＼それが調査官、審理官の認めるところとなれば、これをとつて以てこの規制処分の団体への証拠の重要な部分に掲げることができる。當事者がそういうことを考えていないという場合においてこれは由々しい問題と思ふ。そうすれば俗に言う訴訟法上という認諾といふことまで含むのかどうかといふことを聞いておる。それがただ意見といふ大きな概念の中に包容されるというこゝは余りちよつとこれは考

えられないと思ひますが……。○政府委員(吉河光貞君) 先ほどお答えいたしました通り、法規とか認諾とかいふような、審査委員会を拘束するやうな行為は認めておりません。いゝるような事実についての意見をお述べになりまして、それは意見としての取扱を受けるという建前になつておるのではありません。

○伊藤修君 それはわかつておるのですよ。別に公安審査委員会を拘束するほどのことがこゝで當事者ができるはずはない。それでは公安審査委員会の審査なんか要らない。代理人が述べるこれが公安審査委員会に対して拘束するればそこで決定する、そんなことを聞いておるのじやない。私が言うのは、當事者が言う意見と代理人の言う意見とが違つた場合があるといふことも想像される、又そうでなくて、代理人のみが請求の目的たる事項について請求原因事項をその通りでございまして認諾することができるといふのです。そうするとそれが大きな資料になつて審査委員会に持つて来て、代理人がそういうことを言つておるから、これは争えない事実だと言つて、規制処分となつてばと行つてしまふのじやないか。そういう重要な証拠になるから言つておるのです。

○政府委員(關之君) 第十二條におきまする代理人は、これは団体の當事者、構成員、役員員自体ではない。その代理人でありますから、建前として理論上は当然にその団体のために有利なことをするといふことに相成ると思ふのであります。従ひまして、団体代理人が勝手に認諾をするといふやうなこ

も或いは極端な事例として考えられるのであります。それらにおいては勿論役員員、構成員などがそこに出ておるのではありませんから、そこらに意見が出て、いや、違つたといふやうなことに相成ると思ふのであります。従ひまして、それらの点から行きまして、今お尋ねのやうなこゝで以て直ちにそれが証拠の価値判断になるといふやうなことは審理のプロセスから見ればあり得ないことだらうと思ふのであります。

○伊藤修君 あり得ないことです。何遍言つてもわからないんです。審理の過程とかそんな事実を問題にしておるのじやない。それが代理人権限の範圍に含むかどうかといふことを聞いておるのです。重要な資料になることはわかり切つておるのじやないですか。

○政府委員(吉河光貞君) 改めてお答えいたしますが、認諾などは認められておりません。

○伊藤修君 そんならばなぜ法文に代理人の権限を明らかにしないのですか。

○政府委員(吉河光貞君) 代理人の権限として事実並びに証拠について意見を述べ、有利な証拠を提出することができるといふやうな規定を以てその権限を明らかにしております。

○伊藤修君 して見ますれば、先ほど關さんの御答弁は、意見のなかにはそういう認諾事項は入らないと、こゝういう御答弁に訂正なさいませうか。

○政府委員(吉河光貞君) 法律上の認諾行為といふやうなものは認めておりません。

○伊藤修君 認諾は、あなたがわかりにくいから認諾といふ言葉を使つてお

るのです。相手方の主張を認めるやうな意思表示、意見といふものが入るかどうかといふことを聞いておるのです。ですから關さんの答弁が入らないという答弁に変わればよろしい。入るか、どうですか。

○政府委員(吉河光貞君) 代理人は事実並びに証拠について意見を述べ、事実を認めることもできます。

○伊藤修君 そうするといふと、代理人は本人たる団体と意見の食い違つた場合においてはどうするのですか。

○政府委員(吉河光貞君) それは公安審査委員会の公正な判断に待つことにするものと思ひます。

○伊藤修君 さやうな刑訴体制といふものはあり得ないですよ。およそ代理人といふものは本人のために忠実に代

理行為をすることが我々の法律常識の上においては当然のあり方です。然るに本法の場合に限つては無制限に代理人は本人の企図せざるところの不利な供述をも認めようといふあり方、それは法律体制を濫るも甚しいと言わなければならぬ。如何に自分が原案を書いたから原案を支持するために急といへども、誤りがあれば誤り、欠点があれば欠点を是認するのが当然なあり方です。

○政府委員(吉河光貞君) 代理人の意見と団体の役員員、団体の當事者の意見が違つたやうな場合におきましては、勿論その違つた団体側の意見も意見として提出されるものと考えております。

○委員(小野義夫君) ちよつと議事進行上について申し上げます。只今の応答はちよつと一致しない点がありますから、これは次の委員会ではつきりさしたいと思ひます。要するに代理権の範圍を聞いておられる。代理権といふものは絶対的にあらゆる代理ができるのか、部分的代理しかできないのかといふことを尋ねておられると思ふのであります。でありますから、その点をこゝういふところは代理権に含む、こゝういふ点は代理権に含まないといふことをあとの委員会でもよく御研究の上御答弁になるやうに希望いたします。

○伊藤修君 それではこの問題は後日に譲りまして、代理人の出頭のみを許しますか、本人が出て来ずには……

○政府委員(吉河光貞君) お尋ねの点はこれは団体側の意見に基づく行動でありまして、団体側におきまして、代理人だけでよろしいといふならばそういう場合もあり得るかと思ふのでありま

す。

○伊藤修君 認諾は、あなたがわかりにくいから認諾といふ言葉を使つてお

るのです。相手方の主張を認めるやうな意思表示、意見といふものが入るかどうかといふことを聞いておるのです。ですから關さんの答弁が入らないという答弁に変わればよろしい。入るか、どうですか。

○伊藤修君 公安調査庁の職員が審理官として取調べることになつておるのですが、その職員は本條に定めるところの審理を専任する官吏ですか。

○政府委員(關之君) 公安調査庁の職員としてこれだけの仕事をし、あとの仕事は通常の日に於いて何もしないという御趣旨ならそうではないのではありません。通常の場合においてはほかの一般の事務をとつておられて、その職員の中からこの場合において公安調査庁の長官が必要な適当なものをここに指定して審理官にする、かようなことに相成るのであります。

○伊藤修君 私のお尋ねは審理官という職責にある人が、どういふ職責が存じませんが、それが他の職と兼ねることができるとか、極端な例を申し上げますれば、調査官と兼ね得るかどうかという懸念が出て来るのです。だから専任か、他の職と兼ねることができるとか。できるか、それほどの範囲においてできるのか。殊に調査官を兼ねることができるとか。調査官を仮に兼ねることができるといふことです。自分が摘発して自分が審理することができるといふことではない、甚だしいことになる。又他の兼職をする場合においては、その兼職の職務内容によつて審理官の心理作用に、精神作用に大きな影響をもたらす。公正な審理もできかねると思ふのです。兼職の有無、兼職の内容といふものをお尋ねするわけでは

○政府委員(關之君) 第十三條におきましては「公安調査庁長官の指定する公安調査庁の職員」とかように相成つておるわけでありませう。従いまして職員でありますれば、公安調査庁の長官

はこれを指定することができるのであります。従つて實際的にはのちに出て参ります公安調査庁の調査官がこの審理官に指定される場合もあると思ふのであります。併し今お尋ねのごとく實際自分が第一線において、この審理以前の手續において調査したというふうなものはこの審理官に指定することには避けまして、その事件の調査に關係のない第三者の立場に立つところの公正なるものをこの職員に指定して、そうして審理を公正に運営いたしたいと、かように考へてゐる次第であります。

○伊藤修君 だから今のお答へによりますと、いわゆる兼職の範囲においてはどういふ職にある人も審理官にすることができるといふことです。ますます以てこの公安調査庁のあり方というものに對しては疑念を深めざるを得ないのです。昨日も質問をいたしましたところ、同じ官庁で審理官と調査官とを置いて、検事と予審とを置いて、そして断罪の基礎を作つてしまふといふあり方は正しいあり方でない。古い法律体制の下では認められておつたですが、少くとも近代的な法律体制の下においてはこれは否定されるべきところの概念です。本法においてはそういうあり方をもつておるにもかかわらず、而もその内容の審理を調査官ができるのだといふ今の御答弁ではますますもつて不安です。又仮にできるとするならば、少くともそういう事案に關係したところの調査官が審理官として携る場合において忌避、回避の規定を置くべきである。又当事者においてもそういう予断を抱いた人に審理をして頂くといふことではその帰趨はあらかじめ

わかつてしまつてゐる。自分が摘発しておいてそれでないという決定する道理があり得ないので、人情として。当然結果はそれは有罪になるというところは明らかなんです。規制処分されるというところは明らかになつてしまふ。

○政府委員(吉河光貞君) 審理手續の問題でございますが、これはその建て方、公安調査庁において或る特定の事件につきまして収集した証拠並びにこの証拠によつて立てられる事実に基づきまして、これを相手側の団体にすべき手の内を見せるようにいたしまして、意見、弁明を求めて、そうして有利な反対証拠の提出を求めるといふ建て方にしてゐるのであります。併し、成るべくその手續を公正にやりたいという建前から、その事件の調査に從事した公安調査官は公安調査庁長官におきましてその審理官には任命しない、具体的な事件の調査とは關係のない職員を任命して行きたいという建て方をいたしてゐると御答弁申し上げたのであります。審理官はそれによりまして裁判や決定をするものではございません。飽くまで相手方から出された意見、弁解並びに有利な証拠を整理いたしまして、これを公安調査庁長官を経まして、

て、委員会の公正な御判断を仰ぐというふうな建て方をいたしてゐるのでありますから、公安調査庁における審理手續は決して不公正なものではないと信じております。

○伊藤修君 あなたの言葉と關さんの言葉とは多少矛盾があるのです。關さんは調査官も審理官にするとおつておられる。今あなたはそうでないとおつておられるけれども、これは法律の建前かのですけれども、これは法律の建前かのです。何らの制約はないのですから、そういうことが予想されるから質問してゐるのです。而してあなたの後段の御説明のごとく、ここで裁判判決するのじやないのだ、それは公正な委員会があるから差支えないのだという考え方は非常なる誤りです。あなたも法律家であつてみればわかるじやないですか。ここで以てすべての資料は収集されるのです。決定されるのです。そうして意見が付けられるのです。それが公安審査委員会に持ち出され、委員会は書面審理です。衆議院においてこれを修正いたしまして、調査ができるとなつておりますが、少くとも書面審理が建前です。してみますれば、審理官において有罪の資料をたくさん持つて行くか持つて行かないか、そのあり方によつてすべての問題はもうここで解決してしまふのです。重大な影響を及ぼすことは当然のことじやないですか。その職員のあり方について最も厳格にしてこそ、初めて政府のやり方について我々は納得できるのですけれども、こういうふうなあいまい模範として、左の手で以て取つて右の手で以て解決するといふような建て

て方で、自由自在に自分の思ふつぽに持つて行けるような融通無礙な法律を作つて行くといふことは、我々としては絶対に納得できないのです。さうなあり方は全く独善主義の、全体主義の、軍国主義の殘骸と言わざるを得ないのであります。(その通り)と呼ぶ者あり) そういう考え方で今後日本國民を統治して行くやうなことは、國民の公僕としての姿ではないと私は強くあなたに反省を促したいのです。

○國務大臣(木村篤太郎君) いさゝか御懸念の点がありますが、そこでこの法案の建て方といたしましては、その点について最も考慮を払つてゐるのは立会人でありませう。これは五名以内当該団体で選任することができるのであります。そのほかに新聞、通信又は放送事業の取材業務に従事する者は傍聴することができ、(権限ないよ、そんなものは)と呼ぶ者あり)そこで如何に公正に行うべきか、又公正に行わねばならぬのでありますから、かような人の前において十分当事者の意見、弁明も聞き、又有利な証拠も提出させて、そうしてそれについて十分な検討を圖つて行くといふことをこの法案において規定してあるのであります。勿論只今伊藤委員の御心配になりました審理官の問題、これは公安調査庁長官が自分の権限においてやるのであります。勿論任意にそれは選任するといふことではあります。事重大でありますから、公安調査庁長官は極めて公正にこの審理官を私は任命すべきであると確信して疑われないのであります。一つの法案を施行するに於いて、この建前として極めて鄭重にやるということが本来の趣旨でありま

するから、いろいろさような御疑念の点もありましようが、いやしくも事を審理して行く上にその取材者、そのほかの關係したものを調査片長官において任命するというにはあり得ないこととでありましよう。かた／＼今申上げました規定の建前から申しまして、そういうような疑念のないように取計らうて行きたいと思ひます。

○伊藤修君 法務総裁のお氣持はよくわかりましよう。お氣持の点に對しては敬意を表しますが、人格者たる法務総裁が企図しておられるようなことが法案自体に明らかにされていなければ、法務総裁がおかわりになり、又法務総裁がおいでになつても、末端機関といふものは法律のみによつて拘束されましよう。その運用に忠実ならんとして結局は法の企図せざるどころの、法務総裁の企図せざるどころの方向に進むことは當然ある形です。だから私はそういうような重要な事項はこれは法案に明記すべきであるということを申上げておるのです。成るほどないよりはましであります。五人の立会人、或いは報道關係の人を立会わしてその面前で行うというあり方は、それはないよりはましです。併し、法律上その立会人は何らの権限を持ちません。発言権も持ちません。そういう人の面前においてするということだけでは、國民の權利は完全に保障されたとはいひ切れません。むしろ一般的に公開するといふならば、何をか言わんやです。そうでなくて、或る一定限度に制約しておつて、その面前で行うからいいのだというところだけでは國民は安心してできません。殊にこれを扱うところの審理官、調査官といふもののあり方が今職

員のかたの御説明のようなことでは、それは到底納得することができないと思ひます。この点は私は考慮さるべきものであると思ひます。なお、一審審理官は、この法案では明らかになつておりませんが、一人で當るのか、数人で當るといふことを考へておるか、或いはそれは自由自在にその事件の内容如何によつて決定するといふのか、それはどうですか。

○政府委員(關之君) 審理官の数につきましては、事件の難易によりまして公安調査片長官が適當に定め得るものと考へておるものであります。

○伊藤修君 この法案によつて、有利な証拠を提出できるところ言つておりますが、その有利な証拠の中には証人の喚問、検証、鑑定、そういうことも含んでおるかどうですか。

○政府委員(關之君) お尋ねのことは全部含んでおるのであります。

○伊藤修君 含むといひますと、これに對するところの手續規定は必要ないですか。

最高裁判所ならそういうことは絶対にやらねえのです。この点はどうですか。

○政府委員(關之君) お尋ねの点につきましては、この審理の手續は本來行政上の行為として行われて行くのであります。それで今日行われておりまする国内の各行政上の機關の制度、或いは各委員会に行われておる各種の制度を參考といひまして、この法案においてはかような程度の規定におきまして一応足るものであると考へておる次第であります。

○伊藤修君 私は本法においてその基本的なものだけは明らかにして、末端の手續規定だけをルールに委ねべきものであるといふことを申上げておきます。

第十四條の立会人、先ほど法務総裁のおつしやつた立会人といふ問題が出て来るのですが、これは立会人といふのは法律的な何らかの意義を持つのですか、ただ監視しておるといふだけですか。

○政府委員(關之君) 立会人は第十四條の三項によりまして、「手續を傍聴することができ」と、かようなことをなし得るものであります。

○伊藤修君 そうすると、ここに法律的に立会人といふ特別な用語を使つて置かしく掲げるといふことは、いわゆるこれが公正に行われるといふことを國民に示そうと思つて、羊頭狗肉の策だと言つても差支ないのではないですか。傍聴ができるということならば、傍聴できるとか、審判事件は傍聴できると、こややつておいて、そうしてルールの上においてその人数を制限すればいいのですから、そういうふうな

あり方は、原則は傍聴できると、公開するのだと、公開において行ふのだと、こやなぞお書きにならなかつたのですか。そのほうが國民に信頼を受けるところです。まさに法務総裁のおつしやるところとく、この法案の立て方としては、審理は公開を以てするところについては必要の限度においてこれを制約できるならできるところにおいていたほうが、國民は安心してこれに信頼を置くのではないですか。まさに法務総裁がお考えになるような結果を生ずるので

す。麗々しく立会人と何か法律上の意義があるように書かれておる。併しそれは傍聴だといふ、全く羊頭狗肉の策としか思へないのです。この点はどうですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 一応の御意見御尤もであります。これは單なる傍聴でありましようが、その傍聴をさせるというところの本來の趣旨は、当該団体が選任すると、ここに重きを置いておるものであります。選任に重きを置いておる。誰でも取材者であれば傍聴させるといふ意味ではありません。自分らの一種の監視でありましよう。そこで選任といふ言葉を使つておる。選任だから立会と普通の傍聴人とはおのずからその意義、性質は異なされておる。いわゆる監視の意味において自分の有利な取材者を選任させて立会させる、こやういふ意味であります。

○伊藤修君 法務総裁の苦衷のあるところはよく察します。次に、それでは新聞若しくはラジオ關係者を傍聴せしめることができる、こやあるのですか、このかた／＼の取材の制限はないのですか。そこにおいて見聞したこ

とは、すべて何らの制約もなく報道できるかどうか。

○政府委員(吉河光貞君) 御質問の通りであります。

○伊藤修君 そうすると、その報道の内容が刑事特別法に觸れるとか、或いはこの法律によつて觸れるようなことがあるとするならば、それはおのずから制約されるわけですか。

○政府委員(關之君) 勿論その報道行為が他の法令に觸れる場合がありましよう。その場合の制約を受けるものと思ひます。他の法令につきましては、只今お挙げになりました刑事特別法などは、内容につきましてもまだ私も詳細のところは存じておりませんが、そういう場合はあり得るかと思ひます。

○伊藤修君 法律はたくさんあるから御存じないかも知れませんが、この法律と非常に至大の關係を持つ刑事特別法くらいは見えて研究しておいて頂きたいのです。

十五條の提出された証拠ですね、審理官が自己の認定によつて採否をきめるといふ権限を與えておるのです。これはですね、この民事訴訟法の第二百五十九條と同趣旨のように見受けられるのですが、民事の場合におきましてはですすよ、いわゆる司法官であればこそですすよ、その自由な裁量の下に委ねておるのです。ところがこの審理官といふものはどのくらいの素養のある人、どのくらいの地位の人を充てるのか知りませんが、そういう官吏にかよふような重大な採否の権限を與えるといふことは行き過ぎじやないですか。又日本の法律体制の上から言つても權衡を失するのじやないですか。

○政府委員(吉河光貞君) この十五條の規定は、前段に不必要なもの取調をすることを要しないと書いてありますが、その後段に「審理官は、当該団体の公正且つ十分な審理を受ける権利を不当に制限するようなことがあつてはならない」といふに譲つておりまして、前段後段を対照いたしますと、不必要なものとは、恐らく次に申上げるようなものに相成るものと考えておるのであります。つまり第一には、立証の趣旨が全く明らかでない不明なもの、第二は事件と全く関連性のないもの、第三には審理を遅延させる目的を以て明らかに提出されたことを認められるもの、さようなものが、客観的に見ましてこれは不必要なものとして取調をすることを要しない、これ以外に更に不必要なものとして当該団体が提出した証拠を調べないというやうなことは、後段の立場からもあり得ないと考えておる次第であります。

○伊藤修君 これは法務総裁の多年の法曹生活で以て御体験になつていらつしやることであつて、法務総裁がこの当事者におなりになれば、かような法規は困ると、こうおつしやると私は思うのですが、一体判断の基礎材料になる資料がでず、審理官が認めて不必要であつても、当事者からすれば必要欠くべからざるこれが唯一の証拠だと思ふ場合が幾らでもあるのです。だからあらゆる証拠はこれをとつて以て委員会に送付することが当然のあり方です。そこで公正な判断を求めるのです。先ず閣門で制約してしまふというあり方は、只今あなたのお言葉中にあつたやうに、ただその審理の遅延を企図されて、不必要なものをたくさん出

されて、それがために遅延するということを非常に惧れてここで制約しようというのですか。併しそういうことはおのずから審理官の手腕如何によつて十分達せられるのです。例えば証拠としてソヴエトへ照会しろとか、証拠としてフランスへ照会しろとか、あそこの証人を呼べというやうなことがあつても、そのときは審理官の才能によつて、それはそれらに対処するところの証拠方法をもつと簡易な方法で出して頂きたいと、こういう方法でもできるのです。だから申入れた証拠に對しては、それをいきなり審理官の独裁によつて処置してしまふというところは、この点においてもこの公正な審理というところは期待することができないと思ふのです。これは何らかの方法によつて、いわゆる單純に不必要な証拠と言わずして、遅延せしむる目的を以てとか、何かここに粹を付けて置くべきだと思ふのです。そういうもの以外のものはすべてとつて以て証拠として、資料として提出することができるといふにすべきだと思ふのです。あなたふにすべきだと思ふのです。あなたふの惧れる点はそれによつて目的は達せられぬと思ふのです。ただこうやつて無制限にその人の認定に任してしまふというところは危険も甚だしいものであります。

○政府委員(吉河光貞君) 御質問のやうな趣旨におきまして、この不必要という言葉が運用されなければならぬ、不必要なりや否やは合理的に判断されなければならぬ、審理官が独断を以て勝手気儘にこの必要を認定するべきものではないというものが、後段の趣旨からも明らかになるものと考へておる次第でございます。従いまし

て、只今申上げたやうな三つの場合がこの不必要の場合に該当するのではなからうか、かように考へております。

○伊藤修君 だからあなたがね、考へていらつしやるやうな目的のためならば、こゝういふやうな無制限な運用のできるやうな表現方法では危険だと言ふのです。だからあなたの期待してい

○政府委員(關之君) 第十六條におきましては、弁明の期日における経過について全部調書を作成しなければならぬのであります。先ほどお尋ねになりました証拠の採否なども全部これに準じて提出するべきで、その点にそこにおきまして、第十三條の規定によつて出頭した者に意見を述べさせて、その意見がありやなしや、意見があるときはその要旨をこれに附記しなければならぬのであります。従いまし

○伊藤修君 細い説明は結構であります。時間がないから法文に書いてあることは御説明は要らない。いわゆる調書の私は効力を聞いておるのです。調書は單なる経過の事項を書きおくといふことにとどまるのか、調書に記載された事項は証拠としてこれが引用できるのかどうか、いわゆる民訴、刑訴と同一のやうな調書の効力を持つ、かといふことを聞いておるのです。

○政府委員(關之君) 第二十一條におきまして、証拠及び調書等について審査を行わなければならない。これによつて決定をなすといふことになつてお

りまして、勿論その内容につきましては、委員会が判断をして証拠となし得るものと考へるものであります。

○伊藤修君 だから、この本文の規定で以てこれに基いたと、こう言いますから非常にいいまいんです。これを証拠にできるかどうか、他に証拠があつてもなくても、調書に表明された事項に限つて物を決定する。いわゆる自由だけ以て決定するといふ虞れがあり得ると思ふのです。そうすると、この調書の法律上の効力といふものに重大な意義を持つて来るのです。その意味においてお尋ねしておるのです。して見ますれば、調書に對するところの法律上の効力といふものを本文において明らかにする必要があるのじやないかと思ふのですが……。

○政府委員(關之君) 公安調査庁長官が処分請求をなすに當りまして、調書だけといふことは考えられないのであります。それは必ず証拠を揃へまして、その証拠に基いて請求することが建前になるわけでありまして。従いまし

て、ここに証拠として調書とはこれは一体的なものとして委員会の審査の対象となつて、判断の材料になるものと考へるものであります。

○伊藤修君 そうすれば、いわゆる刑訴、民訴に言うごとく、自白のみを以ては断罪することができない。いわゆる他の証拠を以てするにあらざれば、調書だけでは断罪することはできないといふことにはおかないといふと、いわゆる証拠の全きを得ないといふ結果になるじやないですか。民訴、刑訴の場合においてはさういふことは明らかである。本法の場合においてはさういふ点は基礎を少しも明らかにしていない。自由自在にこれを運用することができるとなつておるんで

○政府委員(關之君) お尋ねの点におきましては、第六條等によつて「認めらるに足る十分な理由」か、やうなことはすべて第二十一條等におきましては証拠によつて認められるといふやうに解すべきものと思ふのであります。

○伊藤修君 この点も又あとでお尋ねいたします。

第十八條、第十九條ですが、この処分の請求をするかしないかといふことを第十六條の弁明期日後のどのくらいの期間にするのでしようか。これは速かにするのだといふお答えもあるかも知れませんが、併し速かにせず一年も二年も三年も放つておくといふことになりまして、その団体といふものは非常な制約を受けることになり、それ自体で以て起訴するかしないかわからずいつまでも握つておる、それでその団体を牽制する。お前が若し次の運動を開始するならばやると言つてその

書類をいつまでも握っているという特
審局の一つのあり方、公安調査庁のあ
り方というものが考えられるのです。
そうすると、その組合というものはそ
れにおびえて猫みたいになちこまつて
しまふというような姿になることも考
えられるのです。だからこれはいつま
でにすることかといふのは法律に明
らかにすることがいいのではないか。
裁判は百日以内にしろ、こう言ってい
るならば、公安調査庁もいつまでにす
る……人のところは制約するが自分の
ところはちつとも尻くくりをしていな
いのです。御自分のなさることも先
ず制約なさつたらどうですか、いつま
でにすると。これは至大の關係を持
ちます。これはどうですか。

○政府委員(關之君) お尋ねの点につ
いてはもとよりこの調書の整理である
とか、或いは各種の処置がここにとら
れるのでありまして、それらの措置の
済み次第でできるだけ速かにやること
に相成るものであります。もとより処
分についてマキシマムの期間ということ
も考えられない点ではないのでありま
すが、調書の整理その他を速かにこれ
をなすといふことを以て運用いたした
いと考えるのであります。

○伊藤修君 速かに運用するといふお
考え方が、その速さが速かにならなく
なつちやうです、という事実が必ず
起るのです。だからこれは本文におい
ていつまでにするといふふうに明ら
かにしたほうがいいと思うのです。十九
條の第二項に「請求の原因たる事実を
証すべき証拠」といふことが書いて
あるのですが、この場合において如何
なるものを提出するといふことになる
のですかね、証拠として……。

○政府委員(關之君) 第十九條の請求
の原因たる事実、これは第四條及び第
六條の請求の條件に當る過去の暴力主
義的破壊活動と、将来の可能性ある破
壊活動、これに關する一切の証拠を揃
えて提出することに相成ると思うので
あります。

○伊藤修君 その点についてはなお又
お尋ねしますが、二十一條の場合に、
公安審査委員会が受取つた書面によつ
て審理することになつておつた原案
は、衆議院においてこれに加えるに調
査ができる、こういうことに修正され
ているのですが、これはこの調査をす
るという範圍ですね、これはどこまで
予想されているんですか。いわゆる証
人調べもできるか、検証もできるか、
或いは鑑定もできるのか、或いはその
結果口頭弁論式に公開してやるのか、
當事者を直接審理するのか、衆議院の
修正が傾にしてちよつとわかりかねる
のですが、政府はどういうふうな御見
解ですか。

○政府委員(關之君) この点につきま
しては、私も「審査のため必要な
取調をすることができ」といふこの
表現は「公安調査庁長官が提出した処
分請求書、証拠及び調書並びに当該団
体が提出した意見書」について審査を
行わなければならない、審査というの
はこのようない意見書について行ふ行
為であるわけでありまして、その審査のた
めに必要な取調をするといふことに相
成るわけでありまして、その審査をな
すについて、或いは当該団体について、
又は公安調査庁長官について説明を求
めるとか、或いはその証拠の内容をその
他についてやや疑義があるからして、
供進人に出現を求めて内容を聞くと

か、乃至はその全体の審理のプロセス
について果して調書通りになるかとい
う点について、とにかく審査のために
必要な範圍の取調はできるものである
と、かように考へている次第でありま
す。

○伊藤修君 いや、今の御説明の通り
審査の範圍において必要な限度にお
いて取調ができるという、だから取調の
内容としてそういういわゆる証人の喚
問とか、検証とか、鑑定とか、當
事者を喚問して直接に審訊することが
できるかどうかといふことについて聞
いてはいるのです。

○政府委員(關之君) お答えいたしま
す。通常行政訴訟などに行われており
ます証人取調であるとか、或いは検
証であるとか、そういう新たな意味
におきましてのいわゆる証人取調であ
るとか、検証であるとかいふようなこ
とは、この審査のために必要な取調の
範圍には入つていないと思つてあり
ます。併し實際の問題として審査のた
めに必要な取調といふことの中には、
例えば先に審理官の前において供進し
たものなどの供進がどうも不審がある
といふような場合には、それを呼出し
て一応取調することができるといふよ
うな意味合いにおいて、取調といふこ
とができるというふうに考へているので
あります。

○伊藤修君 さように狭く解釈すると
いふことは、恐らくこれは衆議院の考
え方を説明を求めなくちやならんとい
うような結果になります。恐らく衆
議院で修正した意図といふものはそん
な狭いものじやないと思ふのです。ま
あ政府は自己に便利なくちや狭義に解
釈されるのですけれども、この表現自

体から見れば、さように狭義に解
釈されるところの理由は毫末もない
ですから修正の動機と原因といふもの
を考えたならば、恐らく公安審査委員
会といふものが自由に事実の真相を究
め得るといふ権限をここに付與したも
のと言わなければならないと思つたも
のです。してみますれば、事案を鮮明にし
得る、しなくてはならぬあらゆる手段
が許されているものと考へられるので
す。そういうふうに御解釈にならない
のですか。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいた
します。この公安審査委員会は、審査
をする場合につきましては、この二十
一條の一項の前段に謳つてあります
通り「処分請求書、証拠及び調書並び
に当該団体が提出した意見書」を基礎と
して審査を行う、審査の基礎がはつき
りとなつてゐるわけでありまして、
これらの基礎を明らかにしめるといふ
意味的な材料を明らかにしめるといふ
意味におきまして、「必要な取調をす
ることができ」といふふうに後段に
謳つてあるのをごいいます。従いまし
て、公安審査委員会は事実の真相を把
握するためにあらゆることがなし得る
といふような意味ではございません。

○伊藤修君 いやおかしきやないで
すか。あなたの今の説明理由から言つ
ても、法律に謳つてある通りあらゆる
材料、與えられた材料によつてその真
相を究める、そのために調べるのです
から、してみますれば、これが正なり
や否なりやといふことを究めるために
はこの人を直接呼んで聞かなくちやな
らぬ場合もありましよう。又その証
憑価値を決定しなくては事案が決定で
きないといふ事実の場合においては鑑

定をしなくちやならんと思ふのです。
又例えばこの間のメーデーの場合にお
いて、一体どういふような状況にお
いて行われたかといふような現実を把握
しなければ容易に認定できないといふ
ような場合においては、実地検証もし
なくてはならないでしよう。そういう
意味において取調を許しておるのじや
ないですか。あなたがたのような解釈
によつてただ與えられたことだけに限
るのだ、それについて説明を求めら
れるの取調といふならば何をか言わんや
である。こういうようなことを實際入
れなくとも、説明を求めなくともでき
るのは当然の事実です。政府原案通
りでも説明は求められる、当路者に
対してこれはどうだ、審理官に対して
これはどうだ、審査官に対してこれは
どうだとかと説明を求めるのは言うを
待たない。衆議院が特にこれを修正し
て調査ができるというのは、その判断
を有効適切に事実の真相を究め得る一
つの道を開くといふ衆議院としては実
に立派な修正であると言わなくちやな
らん。衆議院のそうした立派な考え方
をあなたたちが又歪曲して狭めてしま
うといふ考え方は私はとらない。この
点私は政府の考え方はちよつと違ふと
思ふのですが、若しそうであるとする
ならば、これはもつと明らかにしなく
ちやならん、そんなお考え方だつたな
らば。

○政府委員(關之君) お尋ねの点につ
きましては、「審査のため必要な取調」
と、この文字がどういふことを意味し
ておるかといふ点に相成るわけであり
ます。これは審査といふことは前
の上の審査を受けておるわけでありま
して、結局「処分請求書、証拠及び調

書並びに当該団体が提出した意見書」に対する審査、その審査を明らかにせしめる範囲の取調をする、かようなことに相成るのであります。それでかような審査のために必要な取調ということから、直ちに委員会がこれらと全然別個の立場に立つて一切の証拠調べをなし、一切の検証をなし得るというところまではこの「審査のため必要な取調」ということは意味してないものと私どもは考えておるわけであります。

○伊藤修君 別個のものを取調べるということは勿論予想しませんよ、又必要もないじゃないですか。審査委員会がそんな馬鹿なことをするはずはないですよ。自分が與えられた事件に對しましてその証拠はどうだ、こうだという価値判断をするために必要な取調をするというのがまさに與えられた権限じゃないですか。さような狭く解釈する理由はどこにもない。又修正する理由はどこにもない。無意味な修正ですよ。それはあなた衆議院の修正の考え方を無視するも甚だしいと思ふのですよ。

○政府委員(吉川光貞君) 御質問の通りであると考えております。委員会は審査をするにつきましては、その材料として「処分請求書、証拠及び調書並びに当該団体が提出した意見書」を基礎に審査を行わなければならぬ、これらの材料を明らかにせしめるために取調を行うということは当然許されておるものと考えております。

○伊藤修君 それは何遍言つたつて同じことです。それはわかつておる。その取調をする方法として検証したり、証人を喚問したり、本人を訊問した

り、鑑定をしたり、そういう直接に当事者と接触して事案の自由心証の判断の材料に供することができなくちやならんじやないかと、こう言うのです。

○政府委員(關之君) 今局長が御説明いたしたごとく、審査の対象は、処分請求書と証拠、調書並びに当該団体が提出した意見書に限定されておるわけでありまして、それを明らかにしめる意味におきまして、お尋ねのようにその証拠の中にある供述人の証言がどうも心証上びたつと来ないから、直接会つて聞いてみようとか、或いはどうも一応審理官が検証したのがわからないからもう一度行つて見ようとか、そういうことはこの審査を明らかにしめることに必要なことでありますから、勿論できると思ひます。私が申上げたのは、全く委員会が別個の見地に立ちまして、新たな証拠調べということができないというのを申上げたわけですよ。

○伊藤修君 大分軟化していらつしやつた。今のお説のような点までお認め願いますれば、その点はよろしいのです。それだけは動かさずに置いて下さい。それから次にほかの証拠調べをすることは認めがたいというあなたの御答弁は私は納得できないのです。例えば一つの検証をする、その検証の結果、どうしてもそこに人を調べなければわからないということになる。それで事案を明らかにするために当然その人を調べなければならぬ。あなたの考え方は、審査するが、與えた材料の範疇においてのみ、それ以外は一步も出てはならない、こういう考え方です。それはあなたの方のほうでは便利でしよ

う。官にして、範囲を狭くして、その中で判断しろという扱い方です。それでは公正ではないでしょう。それから委員会が必要と認める範囲においては新たな証拠を取らうとそれは自由です。恐らく衆議院が考えたことはそういうことから来ておると思う。これは衆議院とよく打合せてどういう考えの下に修正されたのか、もう一点答弁して下さい。

○政府委員(關之君) この二十一條の一項の解釈につきましては、私どもとしては今日までは今申上げたごとくに了解しておるのであります。なお改めて衆議院とも再度意見を交換して、あとでお答えいたします。

○委員長(小野義夫君) ちよつと速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員長(小野義夫君) 速記をつけ

今日はこの程度で散会いたします。

午後五時二分散会

昭和二十七年六月六日印刷

昭和二十七年六月七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁